

令和 6 年 第三回 八丈町議会 定例会 会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 9 日 (月曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5 5 号 令和 6 年度八丈町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 議案第 5 6 号 令和 6 年度八丈町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議案第 5 7 号 令和 6 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議案第 5 8 号 令和 6 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議案第 5 9 号 令和 6 年度八丈町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 6 0 号 令和 6 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 6 1 号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 2 号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 6 3 号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 認定第 1 号 令和 5 年度八丈町一般会計決算認定について
- 第 1 2 認定第 2 号 令和 5 年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第 1 3 認定第 3 号 令和 5 年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 1 4 認定第 4 号 令和 5 年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 6 4 号 令和 5 年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 第 1 6 議案第 6 5 号 令和 5 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定について
- 第 1 7 認定第 5 号 令和 5 年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第 1 8 認定第 6 号 令和 5 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について
- 第 1 9 報告第 6 号 令和 5 年度八丈町一般会計継続費精算報告について

出席議員 (12 名)

1 番 真 田 幸 久 君
 3 番 奥 山 幸 子 君
 5 番 山 下 則 子 君
 7 番 沖 山 昇 君
 9 番 浅 沼 碧 海 君
 1 1 番 浅 沼 憲 春 君

2 番 浅 沼 隆 章 君
 4 番 浅 沼 清 孝 君
 6 番 金 川 孝 幸 君
 8 番 岩 崎 由 美 君
 1 0 番 山 下 巧 君
 1 2 番 山 本 忠 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 下 奉 也 君
 公営企業
管 理 者 奥 山 勉 君
 企画財政課 金 川 智亜樹 君
 税務課長 山 下 進 君
 福祉健康課 小 野 高 志 君
 産業観光課 大 川 和 彦 君
 企業課長 菊 池 拓 君
 消 防 長 堀 本 敏 彦 君
 企画財政課長 土 屋 巧 君
 税 務 課 長 山 路 樹一郎 君
 徴収係
 住 民 課 長 関 村 優 子 君
 環境係
 福祉健康課 菊 池 泰 君
 高齢福祉課 奥 山 公 貴 君
 産業観光課 櫻 庭 郁 也 君
 産業課
企 業 課 長
水道浄化槽係

副 町 長 山 越 整 君
 教 育 長 佐 藤 誠 君
 総務課長 高 野 秀 男 君
 住民課長 佐 藤 真 一 君
 建設課長 瀬 筒 国 治 君
 会 計 課 長 大 澤 知 史 君
 課長補佐
 教育課長 田 村 久 美 君
 病 院 長 菅 原 宏 幸 君
 事 務 長
 企画財政課長 佐々木 奏 君
 財政係
 住 民 課 長 米 田 眞 理 君
 医療年金係
 福祉健康課 佐々木 謙 一 君
 厚生係
 産業観光課 廣 瀬 悠 志 君
 産業係
 企業課長 岡 野 豊 広 君
 経 理 係
 教 育 課 長 菊 池 和 樹 君
 庶務係

教育課
生涯學習
係長

鈴木進吾君

事務局職員出席者

事務局長 高橋太志君

書記 大澤弘樹君

庶務係長 浅沼洋介君

書記
(録音) 河野周平君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第3回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に9番、10番議員を指名いたします。

◎議案第55号の上程、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第55号 令和6年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、6日からの継続、一般会計補正予算書、歳出の24ページ、労働費から、最終ページ、37ページまでの質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 25ページの畜産DXの部分なんですけれども、機器導入ということで、これは、やらなくちゃならないことでいいんですけれども、その次のページに造成工事を、これは見送ったということだと思うんですけれども、出産房とか育児房とか、育児というか、それがすごく大事だと思っているんですけれども、何で造成工事ができないのか。全体としての予算がもっとあったと思うんですけれども、今回はその補正でDXの部分だけということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） まず、そのD Xの関係だけではないんですけれども、熱海で大規模な地滑りがあったのって覚えてらっしゃいますでしょうか。あれが違法の盛土によって引き起こったということで、盛土法という法律の改正がございました。その関係で、盛土を要する工事をするときに手続に時間等が要するというので、盛土を要する工事に関して、ちょっと事業の見直しを行ってございます。

畜産D Xに関しては、当初の予定を延長して、東京都と2年間延長していただくことをまたお話をしまして、2年後ろ倒しにして事業が完成できるような形で、今いろんな事業を進めるように調整しているところでございます。

まだ、不確定な部分がございますので、今回確定している部分のみの減額とさせていただいております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） じゃ、造成工事というのは、当面できないということですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 手続等を終えまして、来年度造成をして進めていくような、今のところそういう計画を立ててございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 27ページ、6款農林水産業費の3－1の18節負担金補助及び交付金の中の、東京農業における再生可能エネルギー利用促進事業補助金498万3,000円が計上されておりますけれども、こちらの事業の事業実施主体はまず認定農業者なのか、認定新規農業者なのかの別、それから補助対象設備は具体的に何であるのか、また、いつ執行予定か、それから、こちらの補助金に関してはかなり執行後の管理体制というのが厳しい内容に要綱のほうで定められておりますけれども、しかも長期間にわたって、導入した設備の減価償却期間、全ての期間にわたって、かなりのものの情報を保存し、それをまた監督する自治体である町がきちんと保管、指導していないと、後で違約金という形で東京都のほうにもまた返さなければいけない、もしくは余分に払うような状況の条件がついてはいますけれども、そういった管理体制の準備というのはきちんとできているのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） まず、事業の実施主体なんですが、認定農業者及び認定新規就農者の両方です。

管理体制等々あるんですが、その部分に関しては、今年度新規の事業になりますので、そこをどういうふうに詰めていくかというのは今、八丈支庁の農務担当のほうと詰めてございます。そこら辺の厳しい状況等も踏まえた形で、農業者の方はご理解して申請をいただいているというふうに理解してございます。

今年度中の事業執行を予定してございます。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

そういった厳しい部分を理解して、実際農業者の方が行うということは、それはそれでいいことなんですけれども、それ以上に、町のほうがまだきちんと管理する責任というのはかなり重い内容になっていますので、ぜひとも毎年きちんと積み上げていく形で、後で慌ててまとめて対応する必要がないように、そういった形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） すみません、今のことにに関してなんですけれども、このエネルギー利用の再生可能エネルギーは、太陽光とかいろいろあると思うんですけれども、何をされるものなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 本年度につきましては、太陽光のパネルが3件になります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは6 番。

○6 番（金川孝幸君） 30ページ、消防施設の中で、防火用水の用地購入で578万7,000円計上されているんですが、これは1か所なんでしょうか。あと、面積等分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（堀本敏彦君） おはようございます。

土地の購入費でございますが、こちらは平成31年度に三根に建設しました60立米型の耐震性貯水槽の該当用地でございます。

当初、土地の契約につきましては、相続完了後ということで設置した防火水槽でございま

すが、親族間の相続登記のほうが長引きまして、今回、相続人が確定されたのを機に予算計上したものでございます。

面積でございますが、340平米でございます。

防火水槽以外の空地にございましては、60立米型の耐震性貯水槽でございますので、ポンプ車が2台ほど部署可能と考えており、消防活動空地として活用を考えております。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 33ページの社会教育費、歴史民俗資料館の関係なんですけれども、こちらは歳入のほうで3番議員からの質問もあったと思いますが、特に、補助金の内容には影響ないというお話がありました。

しかし、こちらの歳出のほうで、お話があるこの3,600万、3,000万が工事費で600万が電気工事費とお伺いしていますけれども、こちらのほうに関しては追加でかかる予算と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 3,600万の工事なんですけれども、こちら、この歴民の工事が4年度の建築と、機械設備については4年度の12月、電気については5年度の7月に契約しているんですけれども、全て工事のほうが後ろ倒しになっているというところで、今回の補正の増は、この後ろ倒しになっている部分の工事のところの増減、工事の増減、減の工事もありますので。あとは、新たに契約変更して増になった部分が入っております。

またちょっと今後、台風の、これからまた台風の到来するというところで、予算については多少、多く見積もっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 全体的には、この金額を見ると増になっているのかなというところも見えるんですけれども、そこでこの、今工事請負費の上にある委託料のほうなんですけれども、歴史民俗資料館の改修工事の工事監理技術協力委託料という形で出ていますけれども、こちらというのは新たに出た話なのか、まずそちら、お聞かせください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは新たなものではなくて、当初からあるものです。

文化財の補助の工事というのが、技術面でも、また事務についてもかなり難しいものものがあるので、専門の業者に委託をして、実施しております。

こちらの委託料については、増ではなくて、後ろ倒しになったものという、実績でずれてしまったものが、この補正予算のほうに出ているということです。増額ではございません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 今お話があったとおり、この改修工事の監理技術協力委託料、こちらのほうというのは、まず一番最初に来る話かなと思うんですね。

いわゆる工事が始まったときに、どういう工事をするのかというところを指導していく立場のものがこちらの委託料になると思うんですけれども、それが結構後ろ倒しになって予算が執行されたということは、遅れるようなお話は伺っていますけれども、工事全体には影響ないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 6月の臨時議会でもお話ししたとおり、こちらの工事については工期が今年の9月30日までという工期でしたが、こちらを契約変更いたしまして、12月25日までとなりました。

この技術協力委託料というのは、この実績に伴ってということなので、多少スライドする形にはなるんですけれども、今のところ工事についても12月25日、台風やほかの災害があった場合はちょっと分からないですけれども、現段階では、工程については順調にいつているものと把握しております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、先週の金曜日に質問があったところ、ちょっと戻らせていただきたいんですけれども、23ページ、ワクチンの接種の件なんですが、9月6日に東京都の9月補正予算案が出まして、その中で喫緊の課題等への対応として、新型コロナウイルスワクチン定期接種化に係る特別補助事業というのが示されております。

令和6年10月から、区市町村において開始される新型コロナワクチン定期接種について、特に重症化が懸念される高齢者等の費用負担を軽減し、接種率の向上により感染拡大を防ぐため、都独自の自己負担額軽減を実施すると、定期接種への移行に関わる経過措置であり、国と同様に令和6年度限りとされております。

対象者は、新型コロナワクチン定期接種対象者65歳以上と、60歳から64歳で基礎疾患がある者。補助内容については、区市町村が対象の自己負担を2,500円以下とする場合、区が区市町村へ1,000円を補助する。補助率は10分の10という発表がありました。

これは補正予算案ですので、必ずしも通るとは思いませんけれども、ほぼ通ることが想定されている中で、金曜日のご説明では、65歳以上の方は3,300円の自己負担というお話がありました。これを、例えばあと800円足せば1,000円来ますので、差引き200円は町の負担が今想定しているものよりも減ると、最終的には減るということにつながるかと思うので、これが通った場合に、町としてはそういった対応を取るお考えがあるのかどうか。まだ確定していないものに対して、お答えづらいかもしれませんが、方向性としては決してマイナスになる話ではないはずですので、方向性についてお話をさせていただきますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 1番議員、ちょっとお待ちください。今私は、24ページから37ページまでの質疑を尋ねているわけなんですけれども、一旦ここまでの質疑が終わってから、ちょっと戻って全体的に話を戻しての質問ということを受けますので、そこで今の質問を回答してもらいたいと思います。ちょっとお待ちいただけますか。

今の件はちょっと後回しにいたしまして、24ページから37ページまでの区間で質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 32ページの給食費の件なんですけれども、温暖化が進んでいて、暑さ対策として、クーラーがないセンターの中で対策を立ててほしいということで、冷房服2着1人当たり、それを提示されて、実際使っていると思うんですが、7月は特に暑かったと思うんですが、夏休み前の20日余りですか、それで乗り切れていたのか、乗り切れたのかどうか。それと、9月はもう、少し落ち着いてきましたけれども、また来年のことも考えると、それで大丈夫なのかなという思いがあります。

冷房の部屋は、もちろん、小さい部屋が休憩室みたいな感じであれば、そこで少し休んで、また働くみたいな感じができれば一番いいと思うんですけれども、そういうスペースがあるかどうかという。難しいと思いますが、暑さ対策をしっかりと今後もしていただけたらと思います。

お願いします。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 暑さ対策については、ご指摘のとおり、やっぱり施設の中は暑い

です。担当等にも適宜確認はしておりますが、今のところ、例えば熱中症で倒れたとかというお話は聞いておりません。

ただ、どうしても、そのジャケットですね。この送風機がついている。あとは休憩ということで、ほかに空調というのが無理なので、外気を取り込むとかということも考えたんですが、やはり、ほこり等が入ってしまうというところで、ちょっと物理的にも難しいということで、今はそちらの対応しかできないんですが、どうにかやっております。

苦しいですが。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） スポットクーラーというのがあると思うんですけども、あそこ置いてありますけれども、あれを台数を増やして、何とかできないかなと思ったんですけども、そういうお考えはありますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらについては、現場の声を確認しながら、検討していきたいと思えます。

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございますか。

それでは、最後の37ページまでの質問が終わりましたが、全体を通して、先ほど真田議員から質問ございましたけれども、質問を受けたいと思えます。

真田議員、何かほかに質問あり。先ほどの質問でよろしいですか。

○1番（真田幸久君） ほかの質問を。

○議長（山本忠志君） もう1点。ちょっと整理してくださいね。質問整理してお願いします。

○1番（真田幸久君） すみません。先ほどの質問のところで、要は、3,300円の自己負担というふうに、6日の答弁では行われていましたけれども、都の補正予算案において示されたことが通ったと仮定すると、2,500円まで自己負担を減らせば、1,000円の東京都からの10分の10の補助が出るというお話があります。

これは恐らく通るだろうというふうに考えられますので、今の時点で、町としてはそれが出た場合にどういった対応をされようとしているのかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） ただいまご質問の件に関しましては、町にも、東京都町村会経由で先週、情報をいただいております。ただ、まだ決定されていないということで、取扱

い注意事項となっておりますので、詳しい内容まではまだつかんでいないところでございますが、真田議員がお話のような内容であれば、町としても財政負担の減にもつながる部分でございますので、取り組んでいく方向で考えていきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

そうしましたら、ぜひとも浮いた200円という言い方変ですけれども、その分で可能な限り、それ以外の方、65歳以上ではなくて60歳から64歳のほうにも回せるのであれば、回すようなこともお考えいただければありがたいなと思っております。これは要望です。

○議長（山本忠志君） そのほか全体を通して。関連ですか、別件ですか。別件でね。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） すみません。建設関係の話になると思うんですけれども、農協の土地を町が買い上げるということで、うちの隣の土地がきれいになっているんですけれども、住民の皆さんに、あれは何に使うのかとかよく聞かれるので、もし分かれば教えていただきたいと。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 事業自体は建設課の所管というわけではないんですが、土地の購入財産処分については建設課の所管なので、私のほうから、現状の分かる範囲での回答をさせていただきます。

今お話に上がりました大賀郷の2540－1という土地になるんですけれども、そこについては令和3年2月9日に、農協のほうから買収のお願いということで文書が上がっています。

つまり、土地を買ってくださいということを正式に町が受け付けていまして、これについて、財産運用委員会を開いて、その土地をかうかどうかという検討審議を行いまして、当初は、今3階の倉庫も大分狭くなってきたし、そういったこともあって、倉庫の建設予定地としてはどうかということもあって、一応場所的にも特には支障がないと、非常にいい場所なので、買えるのであれば買うという方向で価格審議会まで終わらせて、買う準備を、準備というのは、そういった金額とか、買う意思とかというところまでは進んでいます。

ただ、それ以降の具体的な契約ですとか正式な話し合いはまだされていませんので、まだ買うということが決定したわけではありません。

一応町としては買えるのであれば買って、今のところちょっと倉庫の具体的なそういった

計画も特にはないんですけれども、非常によい場所なので、町の土地として活用していければという考えはありますという段階です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） ありがとうございます。

たくさんの住民に声をかけられるので、そういうふうにお答えしておきますけれども、用途はまだ決まっていないということですよね。住民の声を募集するとか、そういうお考えはないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） これは建設課の所管になりますか。違いますか。

これは、副町長に回答をお願いいたします。どうぞ。

○副町長（山越 整君） おはようございます。

今、建設課長が話しましたように、経緯としては、農協さんの土地を購入して、町の方向性としては倉庫というところの方向で農協さんにお話をして、そのときに、当然のごとく町としては底地を買うということでしたので、上物の撤去というのを農協さんの責任においてやったというのが今の経緯になります。

この先の話としては、今言ったように倉庫というのが基本的な方針ではありますが、これでもし住民の皆さんの声を聞いてと言ったときに、町の倉庫を建てろという話には多分ならないだろうなど。いろんなものの活用の話に発展すると、当初の目的、我々の、建設課長が言ったように、ここの3階の倉庫もそうですけれども、例えば議会で出ている歴民の資料なんかも、いわゆる職員住宅の空いたところというような状況も散見されて、今分散をしているような状況ですから、やっぱりそういったところを中心にして、もし、例えば倉庫の要件が固まって、まだまだいっぱいいろんなところの未利用地が残るよというような状況であれば、皆さんでどういうふうな活用方法があるかというのは多分あると思いますけれども、真っさらな状態で多分、皆さん何か活用方法はというのは、ちょっとないのかもしれないですね。

○議長（山本忠志君） いいですか。そのほかございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、先ほど聞き漏らしてしまったんですけれども、36ページです。給与費、一般職の超過勤務手当が206万円の増額になっていますけれども、これ増額になった背景を教えてください。

これは、超過勤務が増える見通しで増えているのか、例えば人員の関係で増えているのか

といったところを教えてくださいと思います。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回の37ページの超過勤務手当の増額分206万ですか。予算書のほうで見ますと、19ページのほうで、社会福祉総務費のほうで、職員手当の中で超過勤務手当ということで210万円の補正が組まれています。

これは福祉健康課のほうの超勤のほうの補正になると思いますけれども、いろいろと給付金関係での事務の関係上の超過勤務というふうに私は聞いております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません。じゃ、福祉健康課に限定されたとすると、業務負担が重くなっているんで増える予定ということですが、具体的に今どれぐらいの年間のいわゆる残業時間を想定していて、それが1人当たりどれぐらい増えるというような見込みでこの数字を出していますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） すみません、ちょっと今、手持ち資料を持ってきていない関係がありますので、後ほどの回答とさせていただきたいのですが。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○1 番（真田幸久君） 私としては結構です。ただ、それがいわゆるもともとの水準の絶対水準自体がそれ相応だといろんなことを考えなければいけないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） じゃ、もし資料等ありましたら後ほどということで。

そのほかございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第2、議案第55号 令和6年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第3、議案第56号 令和6年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(小野高志君) それでは、資料番号3番をお願いをいたします。令和6年度介護保険特別会計補正予算でございます。

1ページ目をおめくりください。

議案第56号 令和6年度八丈町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,957万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(小野高志君) はい。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款2項国庫補助金148万5,000円の減。これは不用となったシステム改修費用分の補助金の減額でございます。

8款1項一般会計繰入金103万8,000円の減。これは職員手当の増額分と、不用となったシステム改修費用の町負担分の減額分を合わせたものでございます。

続いて、9款1項繰越金7,248万6,000円の増。令和5年度からの決算繰越金でございます。

以上、歳入合計、補正前10億9,960万8,000円、補正額6,996万3,000円の増、合計11億6,957万1,000円となります。

続きまして、下の5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費、252万3,000円の減。これは職員手当等44万7,000円の増と、不用となりました介護保険システム改修委託料297万円の減でございます。

続いて、4 款 1 項基金積立金1,103万1,000円の増。これは決算による基金への積立てでございます。令和 5 年度末の基金保有残高は約5,976万3,000円でございます。

続いて、6 款 1 項償還金及び還付加算金5,191万5,000円の増。介護保険料の還付未済額と、5 年度決算にて国や東京都の負担金の額が確定したことにより、歳入として多くもらっていた分の返還金となります。

次の 6 ページをお願いいたします。

6 款 3 項繰出金954万円の増。5 年度分決算にて一般会計からの繰入金が確定したことにより、歳入として多くもらっていた分の返還のための繰出金となります。

この 6 款の返還金等と、先ほど歳入の際に 4 款で説明をした基金積立金の合計が、前年度繰越金の歳入額7,248万6,000円とイコールとなります。

以上、歳出合計、補正前10億9,960万8,000円、補正額6,996万3,000円の増、合計11億6,957万1,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 5 ページ、歳出の 4 款基金積立金で1,103万1,000円の積立金増となっておりますけれども、令和 5 年度末でのこちらの介護給付費準備基金積立金残高が5,976万3,000円に加えて今回の1,103万1,000円で約7,000万円程度の残高になりますけれども、こちらのいわゆる適正水準というものをどのように考えているのかというのが 1 点と、先ほど説明の中で、繰越金が基金積立金と償還金とイコールになるというふうにお話があったと思いますが、それは制度上で機械的に積み上げていくのであって、目標値を立てるとか、そういったことはないということなのかを併せてお答えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 基金積立金の残高の適正水準というのは、特にこちらのほうでは設定をしていないのですが、今年度から介護保険料の改定がございました。その際に、基金積立金の取崩しと介護保険料の増額分、合わせて 3 年間の介護保険会計を賄っていくということで計算をして、介護保険料額を出しているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。後段の質問の回答がちょっと何か、それはよろしいですか。

○1 番（真田幸久君） 今言ったお話の中で、基金積立金と償還金を合わせたものが繰越金であるかのような説明のように受け取ってしまったんですけれども、それは私の間違いなのか、実際制度上そうなっているのかを教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 先ほどの金額ですけれども、前年度の繰越金額が7,248万6,000円でしたが、このうち東京都、国、あるいは町一般会計へ戻し入れる金額が約6,145万円ほど。国、東京都、一般会計への返還金、あるいは介護保険料の還付未済額、そういったものを差し引きますと、実質の繰越金といいますか、余剰になる金額が積立金と同額の1,103万1,000円となるということでございます。

その残った分を、基本的には全て積立金のほうへ積むという考えで毎年度決算を行っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の件は、すみません、不勉強で申し訳ないんですけれども、制度上そうしなければいけないことなのか、八丈町としてそういう対応をしているということなのかの別を教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 制度上そのようなことになっているということでございます。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 同じく5ページ、6ページのところで、諸支出金の中の償還金利子及び割引料5,138万4,000円の増額という中で、項目としては決算資料の中に書いてありますけれども、その項目に恐らく該当する人数というのが、例えば1,000人だったものが900人になったので、その分返還になったというようなことと想像していますけれども、もしそうであれば、前提としていた数字と実際の数字というのを教えてくださいませんか。金額ではなくて、その人数なら人数という基準になるほうです。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 申し訳ありません、ちょっと今、手持ちの資料の中だけでは答えることが難しいので、後ほど調べて、また回答させていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。という回答です。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第56号 令和6年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第57号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの介護と同じく、書類番号3番のオレンジ色の次のページとなります。

1ページをお願いいたします。

議案第57号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和6年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,560万4,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも、項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

4款1項他会計繰入金163万3,000円の増。歳出の広域連合への返還金等に充てるため、一般会計から繰入れをするものでございます。

その下、5款1項繰越金6万4,000円の増。令和5年度の前年度の繰越金となります。

一番下の行、歳入合計、補正前2億4,390万7,000円、補正額169万7,000円の増、計2億4,560万4,000円。

下のページ、歳出となります。

3款1項広域連合納付金128万4,000円の増。前年度保険料負担金の精算分となります。

5款1項償還金及び還付加算金34万9,000円の増。前年度の葬祭費交付金の返還金となります。

2項繰出金6万6,000円の増。歳入で計上しました6万5,780円を一般会計へ繰り出したします。

6款1項予備費2,000円の減。

一番下の行、歳出合計、補正前2億4,390万7,000円、補正額169万7,000円の増、計2億4,560万4,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明は終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第4、議案第57号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第5、議案第58号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) すみません。国民健康保険入る前に、先ほどの後期高齢者医療で予算書という言葉の「書」が入っているのが、誤りなので、「書」のほうを削除します。

申し訳ございません誤りでございました。

○議長(山本忠志君) 「書」は省けということですね。ちょっとミスプリントです。「書」は省いてください。

○住民課長(佐藤真一君) ただいまの後期の続き、ピンク色の用紙の次となります。

1ページをお願いします。

議案第58号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和6年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,773万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,798万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○議長(山本忠志君) 令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。

後期同様、項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

3款1項国庫補助金7万5,000円の増。マイナンバー対応のシステム整備費補助金を増額いたします。

6款1項他会計繰入金206万2,000円の増。歳出の職員の異動に伴う人件費補完に充てるため、一般会計から繰入れするものでございます。

7款1項繰越金2,559万7,000円の増。令和5年度からの繰越金となります。

一番下の行、歳入合計、補正前11億2,025万3,000円、補正額2,773万4,000円の増、計11億4,798万7,000円。

下のページ、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費213万7,000円の増。職員人件費等が増でございます。

8 款 1 項償還金及び加算金2,559万7,000円の増。都から交付された前年度精算分に対する返還金を計上しております。

一番下の行、歳出合計、補正前11億2,025万3,000円、補正額2,773万4,000円、計11億4,798万7,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第58号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号4をお願いします。

1 ページをお願いします。

議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和6年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第4条を除き文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

継続費。

第4条、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額に次の事業を追加する。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、洞輪沢水源調査事業、総額1,925万円、令和6年度年割額896万5,000円、令和7年度年割額1,028万5,000円。こちらは洞輪沢水源調査について、水量調査の期間を長く見るため、2か年事業に変更するものです。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8 ページをお願いします。

令和6年度補正予算実施計画明細書。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入、5 項都補助金719万9,000円の減。洞輪沢水源更新事業補助金の減額です。

支出。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1,028万5,000円の減。洞輪沢水源調査業務委託料の減になります。こちらは、洞輪沢水源調査業務委託を、水量調査期間を長く見るため2か年事業に変更いたします。総事業費に変更はありません。減額した分は7年度予算に計上いたします。この減額に合わせて、今年度分都補助金も減となります。

説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今ご説明のあった洞輪沢の水源調査事業に関してなんですけれども、これは令和5年度の予算書の参考資料を見たときに、総額が載っていて、その横に事業名がありまして、その中に確かにこの洞輪沢水源調査事業というものは入っていたんですが、そのときにも質問したような気はしますけれども、それぞれの事業ごとに、その時点でお示し

いただかないと、何がどう変わったのかが分かりませんので、今後そういった形でお願いしたいのと、予算の中でその説明はなかったと記憶していますので、この場で、そもそもこの事業は当初どういうスケジュールで、どういった内容で、また、予想される課題などをどう想定していたかというのをお話しいただければと思いますし、この件に限らず、ほかにも事業が、たしか予算書の中で5つぐらいあったかと思いますが、そういったものをきちんとしていただかないと、補正を組みましたと言われても、元が何だったのかがよく分からない中でそれを判断しろと言われても困りますので、この場で説明できるのであれば説明をお願いします。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） この事業の説明をいたします。

この事業は、現在も洞輪沢水源がございまして、こちらを動かしているところではございますけれども、立地的に落石等、水源に問題が生じた際に、安川水源にも問題が生じた場合には洞輪沢水源だけでは坂上の水を賄うことが不可能ですので、新たに、立地的に条件のいいところに水源を確保しようということで、この事業を当初、令和6年度内に終わるような事業計画でしたけれども、湧水量の調査期間を、水量の調査期間を長い時間を見るために、期間を延長するため、来年度にもまたがった事業ということになりました。それで今回継続費の補正も行っております。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません。まず、令和5年と言ってしまうして申し訳ありません。令和6年の予算の間違いです。

それで、いろいろ問題、課題があるということで、今回の調査事業を行ったというのは、それは当然なすべきことだと思うんですが、そういったものを事前にやはり議会、さらに言えば住民の方に、今水道事業のほうでこういう問題が存在していますといったところで、値上げの件も含めて、住民の方の協力がどうしても必要ですというようなところにも、そういったことというのはアピールといいますか、そういったことの主張をする上での非常に重要な材料にもなると思いますので、ぜひとも当初予算の段階でかなり細かい、この事業は、どういう問題があって、だからこういう対応をしようとしているんだということを、きちんと提示していただいた上で、議会のほうにその事業の重要性というものを理解させる。ひいては最終的には住民の方に理解していただくというようなことを、今後をお願いをでき

ればと思います。

また、洞輪沢の調査事業ということですが、これは各水源に関して、ある一定程度の周期で調査事業というのは行われているのか、もしくは行う予定なのかも教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今後、事業の進め方としては、そのように進めていきたいと考えております。

ご質問の各水源の調査については、全部について行っているというわけではございません。洞輪沢については、問題があったときに、要はその場所まで行って回復させるためには、結構な困難な場所にあるんですね、現在。あと、洞輪沢から水を上げるときに動力を使います。そこで動力費がかからないような水源がないものかということで、今回も調査しておりますので、一応今の立地的な条件より条件のいい場所で水源を探したいということで、今回の調査を行っております。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ご説明ありがとうございます。それはそれで結構なことなんですけれども、ただ、やはりある程度の、毎年やる必要まではないのかもしれませんが、ある一定期間ごとに、ほかの水源等も含めて、事前に、予防的に調査をしておいたほうが、問題が起きてから対応するのでは遅いような気がしますけれども、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 一応、ほかの水源地につきましては、例えば1か所が危ないなどというふうになったときには、ほかの水源地で賄うようなバックアップとかができるようになっていますので。ただ、この坂上地域については、主に安川と洞輪沢2か所でしか賄っておりません。なので、このどちらか片方が何か不具合が生じてしまいますと、水量が不足するということも考えられますので、今こちらのほうは調査を進めているというところです。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 洞輪沢のほうをやるのをやる必要がないと申し上げているのではなくて、それをぜひともやっていただかなきゃいけないんですけれども、ほかの水源に関して、今のお話のようにほかで賄えるのでということだと、事が起きてからだとより一層コスト

がかかるのではないかと思いますので、ある程度の周期でおやりになったほうがいいんじゃないですか、それについてのお考えはいかがですかという質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 一応ほかの施設では、そのような話になるというふうには聞いておりませんが、これからに関しては、ちょっと担当のほうとも1回話をして、進め方を決めたいと思います。

○議長（山本忠志君） そのほか、水道事業会計補正予算、質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第60号 令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今の水色のページの次をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第60号 令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

令和 6 年 9 月 6 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

一番最後のページをお願いいたします。

令和 6 年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

支出のみの補正です。1 款浄化槽設置管理事業費用、1 項営業費用132万円の増。修繕費と材料費を件数の増加により、増といたします。

説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 7、議案第60号 令和 6 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 8、議案第61号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、書類番号の 5 をお願いします。

議案第61号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

町条例において、マイナンバーを情報連携する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

改正の要旨ですが、町条例においても、マイナンバーを情報連携する事務については、マイナンバー法、正式には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、別表第 2 を引用していましたが、法改正により、この別表第 2 が廃止され、特定個人番号利用事務と定義されたことから、この法改正に合わせて、町条例も一部改正するものとなります。

これは、マイナンバーの利用範囲の拡大に向けての改正となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 8、議案第 61 号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 9、議案第 62 号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、次のページをお願いします。

議案第 62 号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

物価高及びインバウンド需要などを背景とした宿泊施設の料金高騰に対応するよう関連する全ての条例の一部改正を行う必要があるため、本案を提出します。

では、次のページをお願いいたします。

今回の条例改正は、関連する 4 条例になります。

八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、八丈町長等の給料等に関する条例、職員の旅費に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、宿泊料が規定額を超過したときはその差額を支給するもので、改正前は、指定された宿泊場の宿泊料が規定額を超過したときは 2 万円を限度としてその差額を支給となっていましたけれども、宿泊料の高騰などにより、2 万円を超過した場合にでも差額を支給するよう改正するものです。

ただし、規定額を超えた宿泊料の支給は、規定額を超過するやむを得ない理由がある場合であり、より安価な宿泊施設を探す努力をすることには変わりはありません。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ご説明ありがとうございます。

この条例の基が、上限 2 万円を限度として、つまりこれまであって、これを外すこと自体

は、昨今の宿泊費代の上昇を考えると当然2万円では足りなくなる場合がありますので、それは問題がないんですけれども、ただ、留意事項の中で、規定額を超えた宿泊の支給は規定額を超過するやむを得ない理由がある場合に適用されるべきであると。

そのとおりなんですが、では、やむを得ない理由は誰が判断するのでしょうか。それがまず規定されていないと。実際に運用する場合に、どうこの条例を運用するのかがはっきりしないですし、例えば、ないと思いますけれども、5万円なら5万円となったときに、それを何らかの形で住民の方が知ったとか議員が知った場合に、これはなぜ5万円が正当化されたんですかというようなお話になると思います。

ですので、運営上としては、例えば、条例としては2万円という上限を外しますけれども、2万円をめどとしながら、それを超える理由がある場合には、例えば、ホテルならホテルの宿泊費の比較サイト等の証拠といいますか、こういった金額になっているので、これは致し方なく、その金額になってしまったというのを残すような形を取らないと、逆に職員の方がそれを申請しづらくなるんじゃないかと。

また、今の状況ですと上司が判断というようなことになるかもしれませんけれども、例えば夜、夜中に、夜中になることはないですかね。夜、急に、課長なら課長のほうにこの問合せが来ることも想定されますし、あとは、町長は誰に判断を仰ぐんだというような話にもなりますので、そういったことの規定を加えないと、のちのち問題が生じるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 実際の宿泊費の予約に関しては、出張に行く職員が自らネット等で、今はもうほとんどネットを見て、多分予約をしているという状況だと思います。

その中で、職員も、今の1万1,000円という規定額がありますけれども、それに入るような形で運用しているというところで、そこは努力されているところです。

実際、今ネットなんかを見ましても、日々、今日例えば金額が1万5,000円であったとしても、あしたになればまた金額が変わるという、常々料金のほうも変わっておりますので、職員は出張が決まったという時点で、今のこの高騰している状況というのは十分把握しておりますので、早め早めの対応を取っているかと思います。

今、議員のほうがおっしゃいました、例えば2万円を超えた場合というふうなことも、今後インバウンド需要が上がってくればなくはない話というところで、やはり2万円となるとかなり高額になってくるというところも当然ありますので、その辺は、もちろん職員のみな

らず、職員もこういった形で、宿泊施設を探したんだけど、この2万円以上の金額になってしまった、その辺のことは、例えばそれを自分が2万円という宿泊施設を探すに当たって検索した、例えばその宿泊ネットだったりとかインターネットで調べた、例えば旅行サイトなんかを見て、そこを上司の方に理由を説明して判断をというふうな形で運用していきたいと思っております。

また、この先の話にはなりますけれども、旅費法が変わって実費になっていくということになりますので、今議員がおっしゃったようなことが、これからは考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

○1番（真田幸久君） 例えば、その情報サイトのスクリーンショットならスクリーンショットを撮るようなことをお願いするのは、それは逆に相当の負担なんではないか。

逆に、それがあつたほうが、きちんとそれを申請しやすいかと思うんですけれども、そうしないと、これはどこで調べたんだとか、そういう話になっていくほうが私は職員の負担になるような気がするんですけれども、いかがでしょう。

実費ということになれば、当然今申し上げたようなことを、逆にしないとさらにまずいことになりますし、今の時点で外しているわけですから、実費とほぼ同じことですよね。そういうふうに制度を変えるということですから、条例で。

であるならば、その時点でやったほうがいいですし、もしくは、であれば2万円を3万円に上げるとか、そういう形でやったほうが、職員の方が申請しやすいかと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回の2万円の上限を撤廃したというのは、国のほうも旅費法が変わって、基本実費にする。ただ、上限を設けるというふうなことも盛り込まれています。

今状況が、昨今の状況を見て、2万円を超えることも想定されるだろうということで、そこを撤廃したわけで、それを上限を例えばまた設けるということは、国のほうの考えを見てからになるかと思います。

職員のほうで、いろんな形で宿泊施設は探していると思いますので、個々でやり方は違うと思いますけれども、そういった2万円を超えるような場合、何か証拠として残すようなことが必要ということを考えるのであれば、今現存するマニュアルというところも変えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） そうしますと、条例は条例として効果はあるとして、いわゆる庁内の規則としては、きちんとした数字なり手続を定めるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

私は、それがあれば特段問題ないと思いますけれども、この前の説明ですと、留意事項として、やむを得ない場合云々という言葉がありましたので、それだけだと不十分であると考えますので、そういったことをきちんと、今おっしゃったようなことをきちんと規則なり何なりで定めるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） マニュアル内でちょっと検討したいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第62号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第63号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、ただいまのページの次のページをお願いいたします。

議案第63号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

こども未来戦略の内容を踏まえ、町営住宅を活用した住まいの子育て支援及び若年世帯の住環境のさらなる充実を図るため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

ということで、この条例の改正につきましては、ちょっと説明でも触れたとおり、子育て世帯の入居要件のうちの収入要件の緩和、また、若年世帯の入居要件のうちの収入要件の緩和をするための改正となります。

具体的には、次の第6条第1項第3号中というところから、4行下のハ、同居者にというところまでの内容で示す改定により、子育て世帯の入居に係る収入要件が現行の21万4,000円から25万9,000円に緩和されます。

また、その下の第6条第3項第1号中以降の改定により、若年世帯の入居に係る収入要件が15万8,000円から21万4,000円に緩和されます。

附則。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第63号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩に入ります。

10時30分から再開いたしますので、30分までにお戻りください。

(午前10時17分)

○議長(山本忠志君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時30分)

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第11、認定第1号 令和5年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

決算審査の結果について。

報告、事務局長。

○議会事務局長(高橋太志君) それでは、所管からの説明の前に、私から一般会計及び特別会計決算審査の結果につきまして報告いたします。

一般会計及び特別会計決算審査の意見書、1ページをお願いいたします。

この第4のところの審査につきましては、各会計の決算額については歳入歳出簿、現金出納簿、出納証書等を、財産については財産台帳を調査し、その内容を審査した結果、それぞれ経理、計数は適正であると認められた。各会計の決算内容についてはおおむね適正であると認められた。しかし、予算執行状況については、一部において不適切かつ課題があると判断するという結果になっております。

続きまして、41ページをお願いいたします。

この「むすび」に入る前に、すみません、42ページ3行目の終わりのほうから4行目にかけて、「あ」という字が抜けておりました。「8時30分である」になります。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、むすびになりますが、令和5年度一般会計及び特別会計の決算は、形式収支額が4億3,452万7,000円の黒字となり、翌年度への繰り越すべき財源5,297万9,000円を差し引いた実質収支額は3億8,154万8,000円の黒字。また、前年度の実質収支額を差し引いた単年

度実質収支額は、一般会計が1億9,669万5,000円、特別会計が1,064万円の黒字で、総額で2億733万5,000円の黒字となった。

地方債の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表した実質公債比率は、比率が18%を超えると地方債発行に国の許可が必要となり、25%を超えると一般事業等の起債が制限されるが、比率は11.1%であった。しかし、新クリーンセンター建設等により、今後7億から8億円の返済が続く見込みであることから、将来を見据えた計画的な運用を実施されたい。

町広報は紙ベースの配布を希望者のみとすることに対し、東京都離島住民航空割引カードの電子申請件数が50%を超えた時点で考えるとの回答であったが、超えた時点で即時対応をされたい。また、希望者のみを対象とし、死亡された方の情報を有料で掲載することを検討されたい。

地熱発電は昨年度の決算審査から進展がなく、掘削業者が見つからない状況にあるが、このままオリックス株式会社が撤退の方向にかじを切らないように進められたい。

末吉多目的交流施設（旧末吉小学校）を活用し事業展開を図る構想において、その一つとして洞輪沢港をホエールウォッチングの基地とした事業を組み込むことを検討されたい。

職員健康診断を連続で2年間受診していない職員には、特別な理由がないのであれば受診を勧奨されたい。町役場の窓口業務は8時30分開始であり、職員の出勤時間もまた8時30分である。職員が出勤した後、窓口を開けるまでの準備時間、片づけにかかる時間を考慮し、窓口業務開始を9時、終了時間17時とする運用を検討されたい。

アシジロヒラフシアリ対策の防除試験で配布しているハイドロジェルベイト剤は、向こう3年間を目途によりよいもの、より使いやすいものに改良するために試験を継続するとのことである。昨年度同様になるが、将来的には半額補助等、使用者負担発生の方を検討されたい。

伐採木の処理は、適正な処理を進められたい。

奨学資金貸付事業は、創設時より学費が上がり、生活にかかる負担額も大きくなっている。また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金が低利率である。利用者が少人数であることなど、多面的に見て事業を見直す時期にあると考える。

歴史民俗資料館は、令和7年10月1日リニューアルオープンが延期とならないように進められたい。

町が徴収する税金の科目全てにおいて現年度徴収率が90%を超えているので、職員の徴収努力を認めるが、100%に限りなく近づけるように一層の努力をされたい。

第4、審査の結果に一部において不適切かつ課題があると判断すると記載した件になるが、福祉健康課の工事で5件、総額693万6,600円、受注者は5件とも同一業者が工事完了後の約3か月から6か月で支払い完了となった。当件は、町の職員体制により生じた事務処理の流れによるもので、受注業者に不利益が生じたとともに、町の信用問題に関わる問題だと解する。

また、産業観光課の実施設計委託で4件、総額519万2,000円、受注者は5件とも同一業者が事業完了後の約6か月から10か月に支払い完了となった。当件については、全て町の責任であるとの認識はないが、町の管理の体制に問題と課題があると判断した。

令和5年4月の条例定数280人に対し、職員数は245人、大多数の部署で欠員が生じている状態で、1人に対する業務負荷が増加傾向にあることを確認している。マンパワー不足で事務処理に遅れが生じたことも否めないが、どのような理由があるにしても、当初予算に計上して議会の議決を経た以上、予算執行まで正確にかつ適正に事務を遂行しなければならない。本件については深く反省を促すとともに、管理体制を見直し、再発防止を図ることを切望する。

少子化が加速し、職員採用に当たってはさらなる困難が予想される。おじゃれホールや、えこ・あぐりまーとにおける指定管理者制度の利用、フリースタジアまつりの外部委託等、施設の管理や事業運営を外部の力に頼ること。また、過去に提言したが、例えば小学校と保育園統合など、施設をコンパクト化することや、さらには施設や事業を廃止することにより、管理や事務にかかる労力を軽減していくことを検討すべきであると考えます。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） ただいまの決算審査の結果についての説明に関して、質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） この意見書の中身について、申し上げたいことが1つございます。様々な事業等についての監査意見が述べられておりますけれども、特に1つ非常に違和感を感じますのが41ページ、末吉多目的交流施設を活用し事業展開を図る構想において、その一つとして洞輪沢港をホエールウォッチングの基地として事業を組み込むことを検討されたいという内容がございます。こちらが、事業展開を図る構想において、その有効活用を幅広く活用されたいという内容であるのなら納得できるんですけども、監査委員がホエールウォッチング基地という、ある意味政策提案を監査委員の意見書として上げるのは私は不適切だ

と思っております。

ほかにもそれに近いような内容がありますけれども、特にこの件に関しては、監査委員としてではなく議員として、議会として、ホエールウォッチングを政策として組み込むべきであるということを議会内で討論すべき内容であって、監査委員がこの監査意見書の中で述べるべき内容ではないと思っておりますので、そのあたりをどうお考えになるか、もしくは不適切であればこの部分の削除をすべきではないかと考えますので、監査委員の方、お考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（山本忠志君） 監査委員、山下 巧さん、

○監査委員（山下 巧君） ホエールウォッチングについては、個人的にはあまりどうかと思っていましたんですが、継続してきたものですので、これには賛同したものです。

○議長（山本忠志君） ということは、この件については内容がふさわしくないんじゃないかという質問がございましたし、また監査委員からもあまり積極的ではないような発言がありましたけれども、どのようにしたらよいか意見のある方は述べてください。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 私も、今回の監査委員の意見というのは結構いろいろ多岐にわたっていて、その指摘している分がちょっと踏み込んだ内容になっているような気がします。今、1 番議員が指摘された点についても、やっぱりここまで言っているのかなみたいな、そういう感想を持ったんですね。1 番議員の議会で検討すべき内容だという点については賛成します。

それと、また、町役場の窓口業務についてもここで提案はされていますけれども、やはり住民の意見や様々な意見をまとめた段階で検討すべき内容じゃないかなと思っていて、今回様々な指摘をしていただいて、すごくいい点もあるんですけども、ちょっと踏み込んでいるなという印象を持っております。

○議長（山本忠志君） 監査委員、というふうな意見もありますけれども、お考え述べてください。

○監査委員（山下 巧君） 意見がある以上は、やはり議会で検討していくほうがいいかなとは思っています。

○議長（山本忠志君） 議会で検討すると。

○監査委員（山下 巧君） はい。

○議長（山本忠志君） それでは、今この場でということもちょっと難しいと思うので、再提

案していただけますか、ここの部分については。

○監査委員（山下 巧君） これはDXの企画の中でも、もう前から入っておりますんで、これをなくすとか、そういうのはこの場で話してもいいかなとは思いますが。

○議長（山本忠志君） という意見ですが、議員の皆さん、ちょっとここからは議員間討議に入ると思いますが、議員の皆さんどうですか、お考えありましたら述べてください。
1 番。

○1 番（真田幸久君） こういった内容を討議するために決算審査が設けられていて、議会の中で、議会の議員同士がこういうことを議論した上で、最終的に認定の過程で執行部に対してこの部分はこういうふうに改善する余地があるんじゃないかという意見を上げるなり、それでそれを基にして来年度の予算に反映していただきたいというような流れをつくるのが本来の姿であって、それができていないから監査委員が書いてしまったというふうに捉えられなくもないんですけども、その一方で、監査委員は何を意見を言ってもいいのかというとそれは全く違って、政策提案はやはり監査委員の仕事ではないと私は思っています。

効率性や有効性を現状の政策に対してきちんとされているかというようなことを、やはり各議員は個別に踏み込んで各部署に権限によっていろいろなことを聞けないという部分がありますんで、それをやるのが監査委員の仕事であって、要はその政策が本当に必要なのかとか、そういった部分というのはあくまでも議員、議会に対応すべき問題であるということはきちんと線引きをして、そういった自覚の下で皆さんが仕事をすべきだと私は思っていますので、この内容については承服しかねますので、この場でどれとどれというのはかなり難しいと思いますが、手続上できるのであれば、議員なら議員間で一回細かく見た上で、この部分は不適切であるという点を整理して再度上げていただきたいと思いますけれども、手続上はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 局長。

○議会事務局長（高橋太志君） それは精査していただいて、それは監査委員に話して、必要であればこの中から取るとか、そういったことは可能でございますので、その結果を教えてください、この意見書には監査委員と話した上で反映することは可能です。

○議長（山本忠志君） ほかにご意見ありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、今議員の皆さんから上がった意見の中で、これは町の政策に関わるような内容であって、ちょっと言葉は悪いですが、それは監査委員

の所管することを逸脱した表現がなされているというふうな指摘がありまして、これは削除したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、皆さんいかがですか。この末吉多目的交流施設の段については削除ということによろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 全部削除する必要はなくて、ある特定事業に対して、それを政策提案するのではなくて、有効活用を幅広く検討されたいとか、そういうことであれば私は問題ないと思っていますんで、事業そのものとしては残したほうがいいと思いますけれども、表現の仕方を変えていただきたいということです。

○議長（山本忠志君） 文言変更ということで、まず監査委員の山下 巧君、それでよろしいですか。

○監査委員（山下 巧君） ホエールウォッチングに関しては議会でもどうかなという話がありましたですね。今までにね。だけど、それを取り下げるところまではいっていなかったと思うんです。

○議長（山本忠志君） 分かりました。

○監査委員（山下 巧君） ですから、最後の議論はまだできていないということ。

○議長（山本忠志君） 文言としては変えるということはよろしいですね。

○監査委員（山下 巧君） その必要があれば、したほうがいいと思います。

○議長（山本忠志君） では、今 1 番議員から提案があったように、末吉多目的交流施設（末吉小学校）を活用し、事業展開を図る構想において、有効活用することを検討されたいと、そういう表現にということですね。

（真田議員「であれば、事業の今後の効率性とか有効性をきちんと考えてくださいということになりますので、ある 1 つの事業を名指しで否定することにはならないと思いますので」の声あり）

○議長（山本忠志君） なるほど。というふうな、今私が申し上げたような形に変更するということによろしいですか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 今のこの末吉の多目的交流施設の件とか、3 番議員からの窓口の開始時刻等のこともあったんですけども、もう一点、町広報の紙ベースの件で、希望者のみ対象とし、死亡された方の情報を有料で掲載することを検討されたい。これも一つの提案になるんじゃないかと思っていますんで、これも含めて改善をお願いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） 休憩します。

（午前 10 時 50 分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解きます。

（午前 10 時 50 分）

○議長（山本忠志君） 議長から提案いたしますが、これは今ここで次から次へとこれはどうかということを議論していると本来予定していた議案が議論できなくなりますので、今議員の皆さんが考えていることをここで出していただいて、それを受けて巧議員のほうでもう一度つくって再提出するということをお願いしてよろしいですか。そうしましょうよ。

○監査委員（山下 巧君） そうですね。ちょっと問題を残したままは行かないほうがいいと思います。

○議長（山本忠志君） 末吉の多目的施設だけでなく、ほかにも町役場の窓口業務の件、それから町広報の件については今提案があったわけですが、そのほかにこれも要検討ということはございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） じゃ、合計 3 点。巧議員、よろしいですか。

○監査委員（山下 巧君） はい。

○議長（山本忠志君） 意見ございましたんで、そのところをちょっと訂正して、もう一度この「むすび」のところを出していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、このむすびの件については話を閉じたいと思います。

別件で、ただいまの局長の説明についての質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ続きます。

続いて、説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の 6 をお願いします。

認定第 1 号 令和 5 年度八丈町一般会計決算認定について。

令和 6 年 9 月 6 日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度八丈町一般会計決算を、監査委員の

意見をつけて認定に付します。

資料ですが、令和５年度八丈町一般会計決算書、こちらの厚いやつと企画財政課の資料、２点に基づきまして説明をしていきますので、よろしくお願いします。

まずは、令和５年度八丈町一般会計決算書の１ページをお願いします。

令和５年度一般会計決算額は、歳入総額109億1,454万3,268円で、前年度と比較して18.5%の増、歳出総額は105億7,816万7,106円で、前年度と比較して17.6%の増となりました。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は３億3,637万6,162円となりました。

次に、決算書の136ページをお願いします。

記載は1,000円単位となります。

先ほどの３億3,637万6,000円から継続費逓次繰越額3,782万3,000円、繰越明許費繰越額1,515万6,000円を差し引いた実質収支額は２億8,339万7,000円となります。

次に、決算書の159ページをお願いします。

159ページになります。歳入のうち未収入額については、１款の町税、次の160ページの14款使用料及び手数料、その下の161ページ、21款諸収入を合計し1,863万8,806円となりました。対前年比で317万823円減しております。

調定に対しての収入割合は99.8%となっております。

令和５年度の不納欠損額の合計は、270万8,941円となっております。

公債権である１款の町税が約270万5,000円、14款の使用料及び手数料が約3,000円となりました。

続きまして、歳入決算額の内訳ですが、企画財政課の資料に移ります。こちらの企画財政課資料の１－２ページをお願いします。

歳入につきましては、収入済みの決算額109億1,454万3,000円で、予算現額109億8,641万1,000円に比べ7,186万8,000円の収入減です。予算現額との比較で大きくマイナスとなっているのは、15款の国庫支出金6,510万4,000円となります。

主な構成比につきましては、16款の都支出金28.2%、11款の地方交付税26.9%、22款町債9.9%の順となっております。

次に、１－３ページをお願いします。歳出です。

決算額は105億7,816万7,000円で、予算現額に比べ96.3%の執行割合となりました。

歳出の構成比については、４款の衛生費が35.6%、３款民生費が14.3%、２款総務費が

10.7%、6 款農林水産業費が8.6%、10 款の教育費が8.1%の順となっております。

次に、1－4 ページをお願いします。前年度との歳入歳出の決算額の比較になります。

歳入ですが、主な増となっているのは都支出金、繰入金、町債などになります。

都支出金は、総合交付金が1 億4,916 万7,000 円、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業の補助金が9,554 万円、廃棄物処理施設整備の補助金が1 億2,214 万5,000 円増となっています。繰入金は、公共施設整備基金、ふるさと創生基金を合わせまして8 億4,500 万円取り崩したことにより、増となっております。町債は、過疎対策事業債を新クリーンセンター分で8 億円借り入れております。

減となったのは国庫支出金1 億6,118 万6,000 円、地方交付税2,574 万7,000 円、繰越金2,407 万9,000 円などとなっております。

続いて、歳出で大きく増えているものとしましては、衛生費、農林水産業費、災害復旧費、諸支出金などとなります。

衛生費では、新クリーンセンター建設関係で13 億4,867 万9,000 円、農林水産業費では、農協への出捐金1 億円、貸付金8,000 万円が増となります。災害復旧費では、道路橋梁災害1,942 万4,000 円、諸支出金では、バス事業への繰出しが2,000 万円、出資金8,400 万円が増となります。

大きく減額となったところは、労働費、商工費、教育費となります。

労働費では、コミュニティセンターの外壁防水工事が5,825 万1,000 円、商工費では、コロナによる産業関係の補助金等が1 億3,071 万2,000 円減となっています。教育費では、中学校の空調関係の工事が1 億7,342 万円減となっております。

次に、下の1－5 ページをお願いします。令和5 年度の財政状況になります。

まず、実質公債比率については11.1%と、4 年度に比べ0.2 ポイントの減となりました。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は89.3%となり、4 年度と比較して4.5 ポイント増加しております。町税、地方交付税が減となり、都支出金、町債が大きく増加したことに伴い、一般財源の負担割合が増加したことによるものです。

地方債の令和5 年度末の現在高は、令和4 年度より3 億7,680 万6,000 円の増の62 億9,400 万1,000 円となりました。

債務負担行為は、庁舎の清掃や夜間警備委託、クリーンセンターの運転管理委託となります。

右の表、積立金についてですが、基金の現在高については公共施設整備基金を6 億1,000

万円、ふるさと創生基金を2億3,500万円取り崩し、令和5年度末現在では49億4,990万7,000円となりました。今後も、銚子の口ため池改修や樫立中之郷線の橋梁工事、これから学校関係の大規模改修事業なども控えていることから、依然楽観視することのできない額と考えております。

続いて、1－6ページをお願いします。

こちら、左側は歳出における性質別区分、右側は節別の区分となっています。

先に、右側の節区分についてですが、大きく減となるのは、16の公有財産購入費、18の負担金補助及び交付金、22の償還金利子及び割引料、24の積立金です。

公有財産購入費については土地開発基金からの買戻しの件、負担金補助及び交付金はコロナ関係の補助による減、積立金は社会福祉推進基金への積立ての減となります。

一方、大きく増となるのが14の工事請負費、23の投資及び出資金、27の繰出金となります。

工事請負費は新クリーンセンター建設費などの増、投資及び出資金はバス事業、農協、漁協への出資により増、繰出金は病院への繰出しで増となっております。

次に、左の表、性質別区分についてですが、令和4年度との比較で大きく額が増えているところは、10の普通建設事業費、8の投資及び出資金、貸付金、2の物件費、4の扶助費の順となります。

一方、減となった項目が1の人件費、3の維持補修費、7の積立金、9の繰出金になります。

1－7ページをお願いします。

負担金での大きな増額部分として、10番の2人親低所得子育て世帯生活支援特別給付金が425万円、17番の観光PR事業負担金が296万6,000円の増となり、大きな減額部分が、18番のキャッシュレス決済ポイント還元負担金613万2,000円、7番の東京都セキュリティクラウド負担金301万円、20番の選挙公営負担金285万7,000円、4番の地域力創造対策協議会負担金206万5,000円が減となり、合計しまして641万4,000円の減となりました。

補助金では、水道事業会計への補助が1,938万7,000円の減、漁業関係の補助金が合わせて6,000万円ほどの減、コロナ関係の補助金が合わせて7,500万円ほどの減ですが、病院事業へ1億3,164万7,000円、バス事業へ1億400万円の増などと、合計で2億7,176万7,000円の増となっております。

1－8ページをお願いします。

地方債現在高の状況になります。

令和５年度末の合計は62億9,400万1,000円となりました。地方債については、将来的な財政運営に影響が少なくなるよう、交付税措置があるものを優先した借入めに努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

一般会計の決算認定についてはページを分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書１ページから44ページ、歳入等について質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

１番。

○１番（真田幸久君） 参考資料のほうで、歳入に関して、自主財源と依存財源のほうの数字がございました。今回、自主財源構成比が令和４年の19.3%から22.6%と上昇しております。主な要因は、自主財源である繰入金が２億5,000万から９億5,000万に大幅増加したこと、それから依存財源である国庫支出金が11.9億円から10.3億円に減少したことの組合せで、自主財源が構成が増えているようなことになるかと思います。自主財源の構成比が高まることは喜ばしいことではありますが、今申し上げた最も大きな要因として、繰入金の内容を見てみますと、ふるさと創生基金繰入金が２億3,500万、公共施設整備基金繰入金が７億円、それから国保の繰入金が702万5,000円、介護保険のほうが675万7,000円、後期高齢者のほうで25万4,000円などがあります。

この大きなふるさと創生と、それから公共施設整備のほうに関しましては、ふるさと創生基金については、ふるさと創生基金条例第５条において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができることとあって、１番目が経済事情の変動等により財源が不足する場合において地域づくり事業の財源に充てるとき、２番目に災害により生じた経費の財源に充てるときとあります。もう一つの公共施設整備費についても、同基金条例第１条において、八丈町の公共施設整備事業の実施に必要な資金を積み立てるためこの基金を設置するとあり

まして、第6条において基金の処分は予算で定めるとありますけれども、それぞれの具体的な歳出項目がどれに当たるかに関して、この場で歳入のときにお答えするのが問題であるのであれば歳出のときに移ったときをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 少し確認の時間をいただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、ちょっとお待ちくださいということで。

時間がもったいないので、そのほかの質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） これは昨年の決算認定のときにも申し上げたことですが、歳入というか、これは最初の企画財政課の説明に対する質問も含めてよろしいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、よろしいですか。これからの質問ですね。企画財政課に関してですね。

○1 番（真田幸久君） 要は、準備された決算認定全体に関わる資料に関しての質問です。

○議長（山本忠志君） どうぞ。

（真田議員「よろしいですか」の声あり）

○議長（山本忠志君） はい、どうぞ。

○1 番（真田幸久君） たしか昨年も申し上げたと思いますが、例えば1－7の主な負担金、補助金に関する調べということで各項目が載っていますが、これだけで何をやっているのかが分かる人があるんでしょうかということをや昨年度も申し上げました。それぞれの負担金、分担金、それから補助に関するものが何をされていて、そして幾ら使っているかの全体の額はありますけれども、その財源というのがいわゆる国庫支出金なのか都支出金なのか、それとも一般財源なのかということによってこの補助金の金額に関しての見方が当然変わってきますし、また、これも前回申し上げましたが、基本構想・基本計画の主要施策と絡めた中でご説明をいただかないと、そういった主要施策がきちんと行われているのか、それに対してどのような補助金等が使われているのかといったことも、このままで、ただ事業を羅列されて金額だけを出されても判断のしようがありません。

これは行政評価の導入のときに申し上げたことにも通じますけれども、決算認定をする上で、我々としてもきちんと責任を持って認定をさせていただきたいですし、その内容に基づいて来年度の予算に対する提案等も今後していきたいと思っていますので、そういった資料

を、昨年度も申し上げたので令和7年度はさすがにそういった形で資料を作成いただきたいんですけれども、それに対する対応できる体制にあるのか、もしくはもう既にそれに対応しようとしているのかということを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まずは、今年度からスタートします事業評価書というところで各課のやっぱり負担がかかるので、その辺がやってみてどういう程度なのかというのを徐々に進めていければと考えています。急には全てのあれにはできないんですけれども、一応そこら辺のおっしゃる意味は分かりますので、その辺を目指して事務の改善等を図りながら進めていければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） そうしますと、例えば今申し上げた負担金、補助金に関して、その財源ぐらひは最低でも出していただけるということですか。財源別の金額、それは当然この数字を出す上で把握してしているべき数字かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ここにある、今我々が考えているものとしまして、名称と直接結びつけるのはちょっとまだ難しいかなということで、どこの負担金、一般財源なのか都負担金なのか国庫負担金なのか、まずはその種別からしっかり進めていければと思います。イメージとしましては、最初の段階で、事業計画の上にあります、一旦あそこの項目で分けさせていただいて、徐々に、その財源が一旦、国庫負担金のどこに当たるのかというのを細かくどうやってやっていこうかというのを引き続き検討していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） あと、加えまして、基金の残高等のご説明もあったんですけれども、例えば基金の単独で増えた減ったと言われても非常に分かりづらいので、長期の投資の金額、要は事業計画が以前5年分ぐらい出していただきましたけれども、ああいった形でいつ資金需要が発生するという中で当然、債券の発行と、あと積立金をどれぐらい積み上げて、さらにそれをどういう形で減らしていくというような計画に基づいて当然運営をされていると思いますので、そういったものも出していただくと、今回はこの基金が減っているのはこの計画に基づいてこういった形で対応しているというようなことが分かりやすくなりますので、そういった資料についても併せて今後お願いしたいんですけれども、それは対応可能でし

うか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 最終的にはその辺まで持っていきたいと考えておりますけれども、まずはそこに持っていくための事業計画、我々のですね。12月議会にもお配りできると思いますが、八丈町の事業計画の正確性というものをしっかり今は庁内で進めていきたいと考えていますので、その辺の計画が、例えば施設関係においても具体的な計画ができれば、我々財政的にもうどこでお金が必要か、何年に必要かということが正確に分かってくると思いますので、まずはそこからしっかりと始めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ちょっと広げ過ぎであればストップしていただきたいんですけども、そういったことをやる上で、やはり仕事の進め方というのをそもそも変えていかないと、そういったこともできないと。幾らそういう数字をつくりましょうといっても、もともとの根っここの部分の仕事の仕方をそういう視点で積み上げていくやり方をしていかなないと変わらないと思います。そういった面も含めて、町全体として対応していこうと、いわゆるD XのXのほうというのをきちんと進めていくというお考えにあるということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まさにおっしゃるとおりで、もう進めたい気持ちが前のめりに我々はなっているんですけども、やはりマンパワーというところがどうしても必要になってきますので、議員さんおっしゃるとおり、D Xを進めながら、事務負担を軽減させながら、その時間でこういった事業計画の職員がゆっくり机の上で仕事ができる環境というのをD Xの部分で進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） それでは、議事を進行いたします。

一般会計決算書 1 ページから44ページ、まだありますか。

（「先ほどの」の声あり）

○議長（山本忠志君） 先ほどの質問、回答。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 先ほどの基金の内訳になります。

公共施設整備基金の内訳ですが、決算見込みが、新クリーンセンター建設事業に対して7億円決算見込みで、ふるさと創生基金のほうは休漁廃船基金出資金が2,500万円で、浮魚礁

撤去事業が2,000万円、担い手研修事業が1,000万円、八丈島農業協同組合貸付金が8,000万円、八丈島農業協同組合出捐金が1億円と、内訳なっております。

○議長（山本忠志君） 議事を進行いたします。

決算書、歳入のところで質疑をお受けいたしますが、質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 細かいことに移ります。20ページですね。

20ページの農林水産使用料というところで、牧野使用料が500万になっているんですけども、去年が399万円になっているんですね。牛の頭数が増加したために餌代がたくさん入ってきたのか、あるいは餌代が高くなったのかというのか、その辺の事情は分かりますか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 幸子議員も牧野運営審議会のほうに出席いただいているので、牧野使用料の変更というのはしていないのはご存じだと思いますので、牧野使用料の増額の理由というのが、単純に言うと預かっている預託牛の頭数が増えたということにございます。令和4年が年間で482頭であったものが、令和5年で598頭、116頭、平均すると月10頭ずつ増えているということでの牧野使用料が上がっているということです。使用料自体に関しては、餌代の高騰もありますので、引き続き牧野運営審議会のほうで諮りながら適正な価格というのは検討していきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 餌代がすごく上がって、輸入のを使っていたりして上がっているんですけども、牧野審議会では値上げしないでくれと言うんですよね。けども、町の負担もどんどん増えていくわけで、餌代がこれだけ上がっているの、その値上げも考慮して前向きに値上げの方向で考えてほしいなと私は個人的には毎回言っているんですけども、なかなかならないので、そういうふうをお願いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） 回答ありますか。

産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） ありがとうございます。牧野運営の部分に関しては、やっぱり餌代、人件費、その他もろもろ全てにおいて高騰しておりますので、牛を適正に肥育したりするためには適正な価格というのが必要だと思っておりますので、そちらのほうを牧野運営のほうでも諮りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（岩崎議員「関連して」の声あり）

○議長（山本忠志君） 関連。8番。

○8番（岩崎由美君） 今の牛の件なんですけれども、牛の餌をあげるというのは、その負担を少なくするというのはいいいんですけれども、牛の金額、牛の値段自体はそんなに上がっていないとかむしろ下がっているじゃないですか。その牛がどうやったら高く売れるかということについてちょっと今後検討していただきたいなと思って、牧野審議会でもその話は出ていると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 牛の価格に関しては重さであったりとか、ベースになってくるのはその部分になるんですけれども、今現在、八丈のほうで種つけしている血統とかを見直したりとか、例えば受精卵移植をしたら、いい牛の入替えを行っていくことで牛の価格というのは適正な価格に近づいていくと思われます。なかなか放牧での餌というのも、その餌を食べる食べないという牛の個体差もありますので、そこら辺の管理とかも今後できるようになれば価格というのは平均値に近づいてくるのかなというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ありますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 資料の10ページ、11ページに関わる町税のところなんです、税務課の決算資料、これは令和4年度の数字も絡みますけれども、令和4年度現年課税分未収入額890万5,480円のうち、執行停止額ではない部分の中で、令和5年度の滞納分収入額と執行停止額となったもの、また、引き続き滞納となっている額の内訳を教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） すみません、税務課の資料のどこの。

（真田議員「要は、すみません、令和4年度から引き継いでいる部分とか、令和4年にいわゆる未収入になった分のうち、令和5年度で解決したものとそうじゃないものと執行停止になっている部分がどれぐらいありますかという、そういう質問です」の声あり）

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） すみません、ちょっとお時間をいただいております。

そのほか質問ありますか。

1番。

○1 番（真田幸久君） あと、15ページ、7 款の地方消費税交付金に関してなんですけれども、これは以前にもほかの議員から質問があったかと記憶していますけれども、地方消費税交付金は社会保障財源化分があると思いますけれども、それは具体的にどちらに回されているのかについて説明をいただければと思います。

○議長（山本忠志君） こちらについては、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 決算書の資料の、すみません、ちっちゃくて非常に見にくくて申し訳ないです。64ページの一番下に米 1 で書いているところが、社会保障財源化分の消費税交付金をここに充当しているということになります。社会福祉総務費ですね。あと、もう一つございます。その下の65ページの3 目の老人福祉費のところですね。米 2 というところがあるんですけれども、この 2 か所になっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、別件で質問ありますか。

ちょっと待ってください。今の関連ですか。

（「別件」の声あり）

○議長（山本忠志君） 別件ですか。ちょっと待ってくださいね。

じゃ、7 番いきましょう。

○7 番（沖山 昇君） 36ページになります。一般寄附金ですが、ふるさと納税で791万3,000 円、たくさんふるさと納税していただいているということで大変ありがたいかと思うんですけれども、町のほうで、八丈から住んでいる方がふるさと納税どこかした場合、町税が減となるのかなというところなんですけれども、その額って幾らぐらいだか教えていただきたいんですが。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。

税務課長。

○税務課長（山下 進君） 市町村民税の減ということで、それであれば控除額として、令和 6 年度の分にしますと700万余りということになります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○7 番（沖山 昇君） ということは、町のほうにふるさと納税が入っているのと同じぐらいということですか。

（山下税務課長「令和 5 年度だと629万8,000円」の声あり）

○議長（山本忠志君） いいですか。

7 番。

○7 番（沖山 昇君） すみません。ということは、辛うじてプラス100ぐらいになっているということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） ふるさと納税、入りのほうは790万余りということですね。

○議長（山本忠志君） 別件どうぞ。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、関連の質問で、今の数字が出ている次のページに返礼品システム使用料等で263万8,521円立っていますんで、差引きまだ赤字ということですよ。黒字だと言うと勘違いをされる方がいるとまずいので、結局それだけせっかく集めてもほかのところにお金が行ってしまうという現実があるので、相当な金額、例えば今回で言えば900万ぐらいですか。900万ぐらい集めて、集めた集めたでまた返礼品も増えるんで、その分パーセンテージでは上がっていくんでという話になるかと思いますけれども、だから実質的に本当の意味では赤字ですという確認です。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 実際、令和5年度は791万3,000円のふるさと納税に対して、実際の支出額のほうが、総務課のほうの決算審査資料のほうで2－8ページになりますけれども、263万1,521円。それで、今指摘されました税金の市町村税の控除額のほうが700万ということで、確かにふるさと納税額を上回るというふうな結果にはなっております。すみません、ちょっと私、税のほうあまり詳しくなくて、明確な答えができなくて申し訳ございませんけれども、数値としてはそれになっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。そういうことですね。

ほかに歳入に関する質問ございますか。

1 番、どうぞ。

○1 番（真田幸久君） 29ページ、16款都支出金についてなんですけれども、この2－1－2の市町村総合交付金の内容についてお伺いしたいと思います。

こちらの交付要綱では交付金項目及び配分割合にある財政状況割、経営努力割、振興支援割の配分割合はおおむね、それぞれ30%、15%、55%となっているが、交付通知に当たってそれぞれの自治体の割合は通知されるのかというのが1点。

それから、経営努力割の算定方法において、市町村が取り組む経営努力について次に掲げ

る内容を考慮して各年度ごとに別途定める額とするとあります。その内容は、１、人事給与制度の状況、２、徴税努力の状況、３、その他行財政改革の状況とありますけれども、ここで人事給与制度の状況とその他行財政改革の状況の捉え方を教えていただきたいです。

この質問の趣旨は、以前職員の例えば給与を上げるべきだと考えたときに、基準財政需要額とか基準財政収入額といって、国の交付税には影響はないんですけれども、この項目を単純に見てしまうと、もしも人事給与制度の状況で給与を上げるようなことをしたら、総合交付金の経営努力割の部分が査定の中で減らされるというような仕組みになっているのかなっていないのかを知りたいというのが趣旨です。

もしもそうだったのであれば、それはやはり考え方としてよろしくないということで、例えばそれを確認した上で東京都に意見書を出すなり何なりという方法も考えられますし、それはそれとしても、給与を上げるべきだというような例えば意見を上げる上での参考になりますので、その内容について分かる範囲で教えていただきたいですし、町のほうにその細かい開示がないのであれば、こちらのほうから東京都のほうに、総務局になりますか、に問い合わせるということを考えなければいけないので、お教えいただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） じゃ、内訳をちょっと説明したいと思います。

大きく、一番最初に財政状況割というものが１億１,３５４万４,０００円、あと経営努力割というものが１億９,５５８万７,０００円、振興支援割というものがありまして、そこが１４億８,１７６万３,０００円と、あと政策連携枠３５４万２,０００円を合計しまして、ここ、決算にあります１７億９,４４３万６,０００円という形になります。

○議長（山本忠志君） いいですか。

１番。

○１番（真田幸久君） 今の説明は、私がなぜ経営努力割のところだけ聞いたかということ、それ以外は要綱の中に計算式が書いてあるので。ただし、私が質問した分野に関してはある意味概念論で、曖昧模糊としているので、そういったものはより具体的に町に来ているのか来ていないのかということを知りたくて質問さしあげたんですけれども。

○議長（山本忠志君） どうですか、財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ちょっと中身のほうは来てございませんので、今ちょうど議員さんおっしゃられた職員給与の件なんですけれども、経営努力割の中に人事給与というものがございます。この部分については今、東京都さんともご相談させていただいています。

ので、その辺ちょっと調整して進められればと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

調整を進めるということなんですけれども、考え方として、普通に捉えてしまうと、人件費を上げるとこの部分でマイナス評価になってしまうように見えてしまうので、その部分が大丈夫なんであれば、町の予算の中で歳出項目の入替えを行うことによってそこを上げても歳入に影響しないという確証が欲しいので聞いていますので、そこはまずはそちらのほうで再確認していただいて、それ以上出せないということであればこちらから問合せをかけたいと思います。いきなり問合せをかけるとそれはそれで町のほうにご迷惑をおかけすると思いますので、ここで聞かせていただきましたので、できるだけ早く回答のほうをよろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 今の件は回答を求めますか。

○1 番（真田幸久君） 要望というか、分かり次第お伝えくださいということです。

○議長（山本忠志君） そのほか、歳入に関する質問ございませんか。

1 番ばかり手挙げているので、ほかの方も手挙げてくださいね。ないですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 36ページ、17款財産収入の中の物品売払収入、合計で392万3,972円とありますけれども、このうち温泉タオルに関して2,836万500円、資料の5－25にありますんで把握できるんですが、残りの部分はこれは具体的に何でしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、いいですか。

財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この中に子牛だったり、物品のホイールローダーがあるんですけれども、ちょっと正確な内訳今確認しますので、確認次第。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちくださいということです。

ほかにごございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、歳入までの質疑を終結いたします。

続いては、午後に回しましょうか。

ここで午前の部を閉じて休憩に入りたいと思います。

午後の部は13時、午後1時から開会いたしますので、それまでに戻ってください。

(午前 1 1 時 4 7 分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長（山本忠志君） 先ほどの審議の中で、回答が保留されていた件のうち 3 件について、回答の準備ができたということですので、お願いしたいと思います。

まず最初に、物品売払収入に関する回答。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 先ほど、1 番、真田議員より質問いただきました物品売払収入の件になります。

八丈町一般会計決算書の36ページになります。

物品売払収入の392万3,972円の内訳でございますが、温泉タオルが283万6,500円、あと公売によるホイールローダー、公売したんですが、これが62万8,100円と、島ことばかるたと八丈島史の物品売払いが8万9,252円、八丈島の園芸植物が1万1,900円、あと町有の牛、牛さんの売払いが35万8,220円で、合計いたしまして392万3,972円となります。内訳のほうは各課の資料でご確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 続いて、一般会計補正予算の最後の37ページの超過勤務手当に関して、福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） では、先ほど答えを保留しておりました一般会計補正予算の部分で、37ページ、超過勤務手当、この内訳が19ページのところの民生費の中の社会福祉総務費の超勤手当のところでは計上されておりますが、その内容についてですけれども、まず、これは福祉健康課厚生係の職員4名分の超過勤務手当を計上しているものでございます。

当初予算では、月々4名で平均40時間ほどの超勤があるであろうということで、年間105万ほど予算を組んでおりましたが、実際のところ、4月から8月まで4人合わせての平均の超勤が95時間ということで、当初の見込みの倍以上、超勤時間が増えているということでございまして、補正を組んだものでございます。

超勤が生じた主な事業内容といたしましては、均等割等の定額給付金の事務ですとか、国庫補助金、都の補助金の申請事務、あるいは休日に行旅死亡人の対応などもございまして、その関係で超勤時間が増えています。

また、昨年度までは、課長補佐1名を含んで事務員3名であったところを、課長補佐が異動となりまして、係長以下事務員3名となり、また、事務員3名とも、この厚生系の事務経験が半年未満であるというところで、かなり事務に時間がかかっているというところがございます、このような超勤を組ませていただいたというところがございます。

○議長（山本忠志君） 続いて、もう一つ。

介護保険特別会計補正予算の5ページ、償還金についての質問の回答をお願いいたします。

○福祉健康課長（小野高志君） 介護保険特別会計補正予算書5ページ、それから6ページの上のほうにまたがっております6款諸支出金の中の償還金の部分についてなんですけれども、ご質問の内容としましては、それぞれの償還金で、当初何件予定していたものが実際に何件になったのかということでございましたが、給付金の内容、非常に多岐にわたっておりまして、何件という数を出すのが相当時間がかかると、今日中にとというのは非常に難しいというところで、パーセンテージで報告をさせていただきます。

まず、1番上の介護給付費返還金、国庫の部分が、実績として申請額よりも12.3%の減ということでございます。2番目の地域支援事業に関しては7.2%の減、3番目の介護給付費返還金の支払基金の部分は9.5%の減。

補正予算書の6ページに移りまして、地域支援事業返還金の支払基金の部分、これが12.5%の減、介護給付費返還金の都の部分、これが0.9%の減、1番下、地域支援事業費の都の返還金の部分が7.8%の減という内容となっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 以上で、追加の回答を終了いたします。

決算書に戻ります。

決算書45ページの議会費から63ページの総務費までの質疑をお受けいたします。質問ございませんか。45ページから63ページ。

8番。

○8番（岩崎由美君） 議会費のところで、ちょっとお伺いします。

今回、決算は、一般会計と特別会計と両方やるようになったんですが、この決算業務を今、八丈町では議会事務局がやられていると思うんですが、ほかの自治体というのは、どういうところがそれをやっていらっしゃるか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（山本忠志君） 局長。

○議会事務局長（高橋太志君） ほかの自治体、まず東京都の市区町村では、島嶼地区以外で

は、監査事務局と議会事務局がまず別々に設置されていまして、それぞれに職員配置されていますので、議会事務局と監査事務局、両方置いているようなところは、島嶼地区以外では東京都下ではないという認識でございます。

また、島嶼地区の中で、決算とか、その監査関係ですね。決算を含む監査関係をやっているところでいきますと、まず大島が会計課でやっています。新島が総務課の行政係、あと、神津島が会計課、あと、三宅村は議会事務局と監査事務局、一緒に置いているんですけども、実際には企画財政課がやっています。唯一、小笠原村だけが私どもと同じように監査も議会事務局でやっているようなところでございます。ただ、こちらのやり方といたしましては、決算概要みたいなのをまず企画財政がつくって、それを基に監査委員が審査をするというようなところがちょっと違うのかなというところでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） ということは、議会事務局が決算の作業をするということは非常に珍しいのかなと思うんですが、現在の議会事務局としてのこの決算の負担というのはどんな感じですか。

○議長（山本忠志君） 事務局長。

○議会事務局長（高橋太志君） まず、今までは12月議会で上程していたものを9月議会に変えましたので、そこで事務量が3か月分前倒しになっていますので、その負担がまず非常に大きくなっています。

ただ、これは議会事務局だけでなく、今回の決算が9月に実施できたのは、企画財政の財政係長と、あと会計課の係長が協力していただきまして、かなり残業等もしてここに至っているところがありますので、私だけの負担ではないんですけども、私どものほうとしては、まず、従前より議会事務局には3人職員がおりました。なぜ3人いたかという、恐らく1名は監査委員の事務を担当する者ということも考えての3名体制だったと思います。それが、昨年度から1名の欠員になっていますので、実質1人で全ての業務、事務をこなすというところになっています。

私が本来でしたら事務局長なので、マネジメント系をやらなきゃいけないというところなんですけれども、実際に私もこの事務を、1人ではできないので、そこをやっているようなところで、それなりに残ってやっているような状況がありますので、そのあたりが非常に負

担になっているというところがあります。

ここがまた3人になれば事務をこなせていくのかなと思いますし、もっと言うならば、ここを事務局2名にして、1名が別の係で、その監査自体、決算自体を移行していくということも一つあるのかなと思います。

ほかの自治体ですと、私どもで決算や定期監査の際に書類のチェックをしています。それを私どもは過去に遡って、1年分遡って、書類を全部ひっくり返して、監査事務局の職員が全部チェックしているような形。その結果を代表監査委員と監査委員に伝えて、それで審議に向かうと、そういったところを取ってます。

ただ、他島におきまして、小笠原以外ですと、大体、通常の業務の流れの中で、財政課とか、あとは会計課のほうで書類をチェックして、普通の通常業務の中でチェックされていますから、改めてそういったところをチェックするということはしていないので、その分の事務の量というのは、議会事務局のほうにかかっていないという、そういったところが大きな違いです。

何か問題等があれば、毎月例月出納検査というのを行っていますので、その場で、その企画財政なり会計課のほうから報告を監査委員のほうにして、そこで逐次そういったことを対応していくという、そういった流れを取っているようではございますけれども、私どもは私どもが全部ひっくり返してチェックをしていると、そこが大きな違いで、結構負担になっているかなというところがございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） かなりの負担だなというのは、議会事務局を見ていて、そう感じていたんですけれども、例えば、この今の決算審査資料にもあったように、人が非常に少ないという中で、増やすこととか、そういったことは難しいかもしれないんですけれども、議会改革を今しようとしている中で、やっぱり事務局の戦力って非常に重要だと思うんですね。そのあたりのことを今、事務局長にお話を伺ったので、副町長もしくは町長に、この体制強化みたいなことが検討できないか、ちょっとご意見を伺いたいんですが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今、たまたま議会事務局ご指名で、事細かく大変だという話、させてもらっていますけれども、ほかの課も同じです。

そこら辺で3月の議会でもお話ししましたがけれども、いろいろ機構改革とかを考えなければ

ばいけないというところで、今、総務課のほうでも、決算のさっきの意見書で、ちょっと誤解を招くとなんですけれども、条例上の定員がありました。その条例上の定員と現状の人数の差がかなりの人数なんですけれども、あれは条例上の定数の話と現場の運用上の話の数字の比較なので、あそこを単純にマイナスして、それだけ欠員ですというのとは違うというのはまず押さえていただきたいと。

通常、運用上の各課の定員であったり係の定員というのが本当に、例えば今いろんな仕事、コロナもそうですけれども、国だとか東京都から下りてきて、その係が業務負担、負荷がかかっているのかどうかも含めて、いわゆる定員の見直ししなければということで、総務課のほうで各課、それから各係の定員の今、ヒアリングもこれから時間を取ってやる予定になっています。

本当に今の業務に対して人数的にそれが適正なのかどうかというのを全課で見直して、さらに、いわゆる今の人手不足の中で毎月、今、採用試験をやっていますので、その採用試験の補充をどうするかというところと併せて、いろいろ考えていこうかなという、今そういう段階ですので、議会事務局だけどうこうということではない見直しを今、かけています。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） それは私もよく分かっています。議会事務局だけでは大変だなということは。そういうことで、機構改革、あるいはその適正な職員の見直し、そういうことをしっかりやって、また来年度に向けてお願いしたいと思いますので、これは要望です。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 54ページ、2 款総務費の中の離島振興費の中の負担金補助及び交付金の中で、不用額が2,250万6,008円と、かなり大きな金額になっていますけれども、こちらが不用額になった背景を教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません、今ちょっと確認をしますので、お待ちください。

○議長（山本忠志君） 回答、ちょっと待ってください。

ほかに質問ございますか。

3 番。

○3番（奥山幸子君） 48ページの文書広報費なんですけれども、今回の監査委員会のご指摘にもあったんですけれども、これは去年に比べてちょっと減額、下がっているんですよね。これは世帯数の減少ということでもいいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 文書広報費ですね。
企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみませんでした。

この印刷費の減のあれについては、広報はちじょうの印刷費と、あと、前まで町政要覧、1年に1回、毎年作っています町政要覧の印刷を、町政要覧を我々、町で作成していたんですけれども、それを委託、印刷含めて委託したことによる印刷費の減となります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。
3番。

○3番（奥山幸子君） その意見にあったんですけれども、紙ベースの配布をやめてオンラインみたいな感じのというのは町のお考えなのか。今、町の広報にどれくらいの予算がかかっている、それで、たくさんかかるからそれを紙ベースの配布をやめるような方向で考えているのか、町独自でその広報、町の広報をこれまでどおりにするつもりなのか、そうでいいのかというのをご意見を。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 先ほどの、あくまで監査委員の意見ですので、我々八丈町として、町広報紙の課題の一つとして、やはり広報紙、自治振興委員会さんに配っていただいています。やはりそこ、振興委員会さんからの意見ですと結構な負担がかかっているということで、あとプラス若い方からも、うちは要らない、ホームページで見ているので要りませんよという声もいただくので、そういった面を踏まえまして何とかできないかなというものを今、検討しているという段階です。

とは言っても折り込みもございますので、その辺をどうしたらいいかというところを今、検討をちょうどしているというところでございます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） やはり40%の高齢者が町はおられるわけですから、オンラインで見ると方は見る方でいいけれども、やっぱり押しなべて皆さんに同じものを配布するというのは意義があると思うので、私は紙ベースのをやめないで、今までどおりを踏襲してもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の関連なんですけれども、3 番議員がおっしゃっていたことも一つの意見ですし、また違う考え方もあるかと思えますけれども、それをどちらがいいか判断する際に、現状、広報を配るにかかる費用と作成費用と、それから今は、たしか前月の頭に原稿を出さないと間に合わないという形で、時間差がかなり大きくなっていますけれども、デジタル化することによって、その時間差を縮めるというメリットもあるかと思えますので、その折り込みも全てデジタル化してしまえば、それを基本にして、ただし、紙しか見られない、もしくは紙を見たいという人には当然、配らなければならない話なんですけれども、そういったものを調査することによって、自治振興費の縮小がどれぐらい見込めるかとか、そういったものに関してはある程度試算をしていただいて、ご提示いただくことは可能でしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） その辺全て含めまして、今しっかり出させてもらえればと思います。

現在、さらに時間、入稿時期を縮減できる方法として、うちのほうである程度編集ができれば、あとは印刷しか残っていませんので、そこで縮減できるということは分かっているんですけれども、そのシステムが、また、扱える職員というところの確保という人の課題もありますので、そういったトータルバランスを見て、いい方法をお示しできればと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の件に関しましても、今、島外の業者さんに依頼している、それをこちらの町内に戻すという話もありましたけれども、一方で、島内にそういった知見を持っていらっしゃる方がそれなりの人数いるかと思えますので、そういった形で委託先というのを島内の個人なり業者なり、個人だと出ていったらどうなるんだという話もあるので、特に、いわゆる法人体系を取ってらっしゃるところとか、そういったことをやはり考慮に入れて、町で使うお金は可能な限り町に落とすということも含めてご検討いただきたいんですけれども、そちらはいかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まさに今、島内事業者に対して、その業務ができるかというところを、今ちょっと詰めているところです。

今、ちょうど我々、地域おこし協力隊広報担当の方がもともとそういうご職業であって、ほとんどこちらで今、編集をやっているような状況です。なので、人が替わってしまうと、そこがキープできないということで、できれば、議員おっしゃるように、島内事業者でできるものがあれば進めていきたいなという。

1つ課題が、そこに持っていくデータの集約といいますか、うちが広報事務、企画財政課が所管しているんですが、各課でやっぱりばらばらといいますか、まだトータル的に、文言しかり、結構うちで直す箇所が多いので、そういったところも踏まえて、ちょっと広報の強化が、研修等を含めて必要なのかなという部分も感じていますので、そこと併せて進めていければなと考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 57ページ、企画総務費負担金補助及び交付金の不用額が395万400円になっていますけれども、こちらもこの内容をお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 1つ前の回答からよろしいですか、離島振興のほう。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってください。

先ほどの質問の回答、54ページの離島振興費の保留していた回答ですね。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

○議長（山本忠志君） ちょっとよろしいですか、先にそちらをしたいということなので。

じゃ、そちらの回答をお願いします。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらの減の要因が、八丈町の雇用機会拡充事業補助金において1件、取下げがあったということで、大きく減しているものとなります。

○議長（山本忠志君） ということです。

じゃ、今の質問はいかがですか56ページ。ちょっともう一回、57ページの何でしたっけ。

○1番（真田幸久君） 57ページの企画費、企画総務費の負担金補助及び交付金の不用額395万400円の内容です。

○議長（山本忠志君） どうですか、準備できましたか、財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

○議長（山本忠志君） お願いします。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、八丈島の定住促進サポート事業支援金を以前、議会で諮らせていただいて、移住者が増えるという見込みで、結構大幅に増額した経緯があります。その辺が不用額として残ったということになります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

はい、どうぞ。1番。

○1番（真田幸久君） そうしますと、最初に質問した54ページ、それから後で質問した57ページがそれぞれ移住定住促進に関わる予算が実際、対象者が思ったよりも多くなかった、もしくは対象から途中で外れてしまったということなので、既に令和6年度の予算で取り組んでいると思いますけれども、そのあたり、あまり楽観的ならずにきちんと精査していただいて、ご対応をお願いできればと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 55ページの多目的ホール管理費なんですけれども、意見にもあったんですけれども、これは前からホールの管理を指定管理者にやったらどうかという声は、何年か前から出ているんですね。今、指定管理者への移行をしているところは末吉の公会堂と、あと幾つかありますか。幾つかありますか。末吉公会堂やっていますよね、指定管理者で。ほかにあります。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 火葬場と、あと富士見公会堂の2つがございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 実際に、このように指定管理者でお願いしているところは何か所があるわけですから、この多目的ホールの管理というのは機械もあってなかなか難しい点もあると思うんですが、前向きにちょっと検討してもらいたいなと思っています。前からそういう声は出ているので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 要望でいいですね。

○3番（奥山幸子君） 要望でいいです。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

それでは、総務費までの質疑を終結いたします。

続いて、63ページ、民生費から84ページの衛生費まで、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。63ページから84ページ、民生費からですね。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 82ページ、清掃費の内訳で、これ一個一個質問したほうがいいですか、それとも3つまとめて申し上げたほうがいいですか。

○議長（山本忠志君） 1 つずつにしましょう。

○1 番（真田幸久君） 1 つのほうがいいですか、はい。

そうしましたら、清掃費の中の需用費の不用額342万7,927円の内容をご説明ください。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってください。何ページと言いましたっけ。

○1 番（真田幸久君） 82ページです。

○議長（山本忠志君） 82ページね。

住民課長ですか。

○住民課長（佐藤真一君） 需用費の中で、一番はクリーンセンターの施設修繕料、こちらは400万予算計上しておったんですが、使用額は約299万7,000円ということで、100万円ほど不用額となっております。

また、電気料で76万2,000円ほど残額ということでございますが、ただ、分母が、私ども予算も1,200万ということで、3月、要は最終補正予算のときにどれだけ使うかという見込みがなかなか、なおかつ、その下の下にも関わるんですが、委託料で2,000万ほど不用額が出たということで、現クリーンセンターの前の旧クリーンセンターです。新クリーンセンターを入替えが重なるときは、ちょうど1月、2月、3月ということでございます。我々は、どうしても、新クリーンセンターの試用期間ということで、もし何かがあった場合、運転管理の委託料とか、そういったものを確保しておかないと、いざというときに、例えば3月の途中で、いや試用期間なのでということで、業者さんがどうしてもというふうなことで、受入れできないよというようなことを、また旧クリーンセンターも考えなくてはいけないということで、そういったことで令和5年度は、その委託料も含めて、そういった残額はちょっと余裕を見ていたということで残額となった経緯でございますので、ご理解のほう、お願いいたします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

まさしくその委託料のほうも、次に聞こうと思っていたので、その件はよしとして、もう一つ、これは使用料及び賃借料ですかね。こちらのほうも同様の考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 使用料のほうは、中之郷埋立処分場のほうの機械借上料、場内整備用です。こちらのほうが、3月の後半になると消火となったわけですが、最終補正をする前まで、期限までにはまだ消火に至っていないということで、消火に伴う大規模な機械借上げをし、そういったことが必要であろうということでした。3月後半になりますと、そのくすぶっている状況がずっと続いているということで、そのユンボでそれを導入することが見積りよりは少なかったということでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、84ページの労働費から103ページの商工費まで、質疑をお受けいたします。

84ページの労働費から103ページの商工費まで、質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 102ページのふるさと村の管理費ですけれども、ふるさと村の活用というのを前にもお願いしたんですけれども、広報でふるさと村の利活用について募集していますよね。その結果と今後の方針、教えてください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） まだ募集のほうは継続して行っているんですが、意見としていただいているものも含めて、8件ほどの意見しか、まだ出てきていないというような形でございます。

その中身に関しては、宿泊体験から野外のイベントの会場などなど、多岐にわたるもので、その場所と施設の状況等を鑑み、なかなか適切というか、こちらのほうでもこれでいこうというような判断がつくものがご意見としては少ないというような状況ですので、まだまだ募集をして、いろんな意見を踏まえた形で、よりよい活用方法を見いだせればというふうに思っていますので、住民の方だけでなく、議員の皆様からご意見がいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君）　これまでどおりシルバーの方をお願いして、観光バスがとまって、そこに訪ねたときに接待するという、お茶を出すとか食べ物を出すとかではなくて、太鼓とかお話とかするという場を提供するという、それが継続できればいいなと思っていたんですけども、そういう方向性はなしで、この募集した結果から決めるということでしょうか。

○議長（山本忠志君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君）　いえ、募集した結果だけではなくて、今までとやり方が変わりますので、そこら辺も踏まえて、例えばお茶とか、そういうものの提供というのは保健所さんの関係とかでなかなか難しい部分もありますので、それを除いてでも人との触れ合いを重視するというような方向性であれば、そちらのほうで進めるというようなことも一つの案だと思いますので、そこら辺も踏まえて、いろんなご意見の中から模索していければというようなのが今の現状でございます。

○3番（奥山幸子君）　再度確認ですけれども、今までどおりの接待はやらない可能性もあるということですね、今の話だと。

○議長（山本忠志君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君）　可能性の話ですので、いろいろな可能性を含めて検討させていただければと思うんですが、全くなしというわけではなくて、ただその、そこに人が滞在するための仕組みというの、一緒に考えなければというのはあると思いますので、例えばふるさと村だけではなくて、大里の玉石と、あとは歴史民俗資料館とかと一体化しての何かというの、もしかしたら考えられる可能性もあるのかなというところもありますので、多分、なかなかそのいろんなご意見があっていろんな方法があると思うんですけれども、そこら辺というのが、よりよい方向にできればなというふうには今思っているところでございます。

○3番（奥山幸子君）　結果が出てから、また意見言います。

○議長（山本忠志君）　よろしいですか。

（奥山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君）　ほかにございますか。

それでは6番。

○6番（金川孝幸君）　98ページ、農業振興費の投資及び出資金1億円あるんですけども、これは出資金という説明があったんですけども、出資金でよろしいんでしょうか。

○議長（山本忠志君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 出捐金というような形になります。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 出捐金、初めて聞いたような言葉なんですけれども、これはどういう性格のものなのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 出資とほぼ同じなんです、その利用団体とかが目的を達成した段階では返してもらうというような趣旨を含めたものになりますので、出資とほぼ同じ同意義なんですけれども、町の科目というんですか、勘定科目的には出捐金というような形になるということです。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 出資すると組合になっちゃうんで、それは出資じゃないと思うんですけれども、じゃ、これは返ってくる。どういう目的なのか分からないんですけれども、何らかの目的が達成されたら返ってくる。

あと、その前に貸付金の8,000万円あるんですけれども、これは、例えば農協への補助金が出るまでの短期的な貸付金なのか、それとも経営を改善するために長期的に10年ぐらいかけて返済されるものなのか、この内訳とか分かればお願いします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） こちらのほうは、八丈島農協自体が島嶼農協ということで、伊豆諸島、小笠原諸島と合併して解散したときに、そちらのほうの借金だけが八丈島農協に残ってしまって、その利息を返さなければいけないというところで、利息の返さなくていいようにというような資金繰りというか、経営改善のための貸付けになりますので、短期間で返済を求めると結局利息を返すのと同じことになってしまうので、20年間の長期で抵当もつけて貸付けをしているというようなものになります。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） よく分かりました。

今までのやり取りの中で、この決算書の備考欄に、この不用額とか大きいところについてはできるだけ備考欄に内容等を書いていただければ、この時間も削減できるんじゃないかと思しますので、要望です。

○議長（山本忠志君） はい、分かりました。

それでは、2 番。先ほど手を上げていました。

○2番（浅沼隆章君） 決算でいえば102ページの観光費で、産業観光課の資料でいえば6の16になるんですけれども、フリージアまつりのキャラバン隊の事業なんですけれども、例年、このフリージアまつりの開催時期に合わせてキャラバン隊を行って、八丈島の観光PR、大変すばらしくやっていただけたと思うんですけれども、こちらは要望というか、今年も終わってしまったので来年度になるかもしれませんが、さらに八丈島のPRがうまくいくように、職員の方々の、例えば行く方の黄八丈のネクタイ等を皆さんそろえていかれているような状態もよく見受けられます。ですが、それを持っていない方とかがご用意するのが大変というお話もお伺いしているところもあるので、八丈町のほうで行かれる方の正装というか、合わせるのであればこちらで用意することが可能、来年度以降になるかもしれませんが、可能なのかどうか、お伺いしたいです。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 町のほうで行っているときのキャラバンのお話だと思いますけれども、今、確かに職員の方に、それ用に用意してねということはなかなか言えないと思いますが、我々職員としていろいろと、私も個人的な、あくまでも個人的でありますけれども、出張だったり、いろんなところで島をPRするのに、自分で購入して黄八丈をつけているというふうな、そういうことも一つ考え方としてはあります。

ただ、そこだけで購入してというのもなかなか難しいと思いますけれども、これは個人、職員一人一人の考えもあるかと思いますが、黄八丈、八丈の特産品をPRしていくというのも、いろいろ多方面に出張に行ったときには、それは何ですかと聞かれたときにこれは黄八丈ですというふうな、そういったPRもできるかなと思いますけれども、その辺はちょっと考えたいと思います。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ぜひやっていただきたいんですけれども、こちらは今はフリージアキャラバン隊の話でさせていただきましたが、八丈島から出張に行かれる方は、できればそういう八丈島のPRできるという形を、どういう形でも、ネクタイじゃなくてもいいと思うのでしていただきたい。そのために観光戦略、島の全体のことを考えた上で、そういうのを皆さん決めるというか、ある程度決めていくことも大事なんじゃないかと思いますので、こちらは要望になりますが、ご検討ください。

よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 要望ですね。

それでは、1番、手を上げていましたね。どうぞ。

○1番（真田幸久君） 90ページになります。

牧野管理費の中の委託料の不用額823万2,000円とありますけれども、こちらも不用額の理由を教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） こちらのほうも、先ほど9月補正で一般会計の補正でも計上させていただきましたが、機器の導入に関して、位置情報システムというのを昨年本来であれば導入してということで委託で考えていたんですが、半導体等の不足による納入が期限に間に合わないというようなことがありましたので、こちらの委託に関しては年度内に事業が遂行しなかったということでの不用額になりまして、今年度に関しては需用費というか、物品として町のほうで購入をしてというような。ただ、位置情報のその試験運用というんですか、その部分に関しては昨年度、見本というか、デモ機を持ってきたの調査まではできておりますので、あとは物を買うだけというようなことなので、今年は購入というような形で計上させていただいています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 観光費にまたなるんですけれども、ページでいうと産業観光課の資料の6でいえば6-19になります。

八丈島浜遊び事業補助金、令和4年度にはコロナで中止になっておりまして、昨年も中止ということになっております。八丈で結構楽しみにされている方が多い事業なのかなと思っておるんですが、今年度も多分中止ということになっておりますが、こちら、事業主体が海洋レジャークラブさんですか、そちらになると思うんですけれども、補助金を出している以上、町も同じ事業がずっと中止と言ってきて、それをそうですかというわけにもいかないと思うんですけれども、町の方針としては、今後続けていっていただきたいのか、それは海洋レジャークラブさんが考えることではあるんですけれども、八丈町としてはどうなのかというのを伺いできるでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） いろんな事業の在り方として、実施主体が民間であって、こちらのほうから事業をしたいのということで要望があって、補助のほうは予算要求をさせていただいているということがありますので、その部分で実施団体と、一応予算のときには

来年度の事業に関して相談をさせていただいて、要望がある場合に事業化するための予算を要求をしているというようなことは変わりございません。

町としては、それがやっぱり地域のイベントとして定着化しているのであれば、それを継続して行いたいんですが、それが町がやるべきことなのかどうなのかというのは別ではあると思いますので、一番望ましいのは、いろんな形で自立をしてやっていっていただくのは望ましいのかなとは思いますが、そこら辺も含めて要望等、打合せをしながら決めているというような形になります。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 多分、役場と民間のほうのみで会話していくということは大変難しいと思うので、海面利用協議会という協議会があると思います。そちらのほうでもこちらの話というのは協議できる場であると思いますので、予算補助金の事業のいつも中止とかゼロにするよりは、ちゃんと、もしやらないのであればやらないということで予算請求しないということも一つの案として考えていただきたいので、議論の場はいろんなところで持っていて、検討していただきたいと思います。こちらは要望となります。

○議長（山本忠志君） ほかに。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 資料としては今、2 番議員がおっしゃった資料と一緒に 6－19 になるんですが、これは昨年度も質問したんですが、ユニバーサルキャンプ負担金、中止ということでゼロになっていますけれども、この中止の理由というのは、いわゆる主催団体のほうの都合なのか、八丈町の都合なのか。また、これはかなり、10 年以上ですか、たしかずっとこのコロナ前まで続いていて、この前の教育費の話でもインクルーシブ教育も含めて非常に意義のあるものだと思っているんですが、この中止になっている背景を教えてくださいのと、今後、内容によっては町として続ける意思があるのか、取りあえず当面ストップしようとしているのかという点も含めて、教えてくださいませんか。

産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） こちらのほうは実施主体のほうのユニバーサルイベント協会さんから、今年度に関しても事業のほうが難しいということで、中止というような連絡がございました。

町としては議員おっしゃられるとおり、今までも継続して、いろんなダイバーシティという考え方を基に行っている部分もございますので、その部分に関しては賛同するところがご

ざいますので、継続して行っていただければというような形では考えているんですが、コロナ以後、どういう形でやるのが一番よろしいのかというのは、双方で確認しながら詰めていければいいのかなというのは思っております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 同じ資料の下の方に、光るキノコPR事業補助金ということで65万円上がっています。昨年度の決算認定の際にも、島外というよりも島内でこういったものに補助を出したほうがいいのではないかというご意見もある中、これを見ますと、大船フラワーセンターのほうでやったという話になっていますけれども、そういった島内でさらに充実させるというような検討は行われた上で、最終的にこの大船フラワーセンターということになったのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 昨年ご意見いただいて、団体ともお話しして、島内ということというのも含めてなんですけれども、島内ということ、植物公園のほうで暗室を設けて見られるような形をしている部分と、あとは、以前は民間の方の有志で、きのこバスというような形で鑑賞会というようなこともやられていたんですが、それを実施するには金額のほうがかかりかかってしまうというところで、八丈で自然の中でも見られますよというのをやはり外に向けてPRすることが大事だろうという部分を話合いましたので、そちらのほうが実施されたというような形になります。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

7 番。

○7 番（沖山 昇君） 産業観光課の資料の6の19ですね。負担協力交付金の中で、補助金で団体集客事業補助金1,500万ありますけれども、これは何団体ぐらいたったのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 団体とかツアー数で見えていますので、こちらに記載のとおりツアー数のほうが332ツアーで、うち負担数のほうは293というような形になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、以上で商工費までの質疑を終結いたします。

続いて103ページの土木費から115ページ、消防費までの質疑をお受けいたします。

103ページから115ページまで、質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、115ページの教育費から決算書の最後、157ページまでの質疑をお受けいたします。

115の教育費から最後まで、質問ございますか。

質問よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、認定第1号 令和5年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、認定第2号 令和5年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） それでは、書類番号6、認定第2号 令和5年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

令和6年9月6日提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度八丈町介護保険特別会計決算を、監査委員の意見をつけて認定に付します。

それでは、介護保険特別会計決算書の２ページをお願いいたします。

令和５年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。

決算額のみ申し上げます。

歳入11億734万6,669円、歳出10億3,485万9,574円、歳入歳出差引き残額7,248万7,095円、翌年度へ繰越しとなります。

次のページをお願いいたします。３ページです。

歳入でございます。

こちら収入済額のみ申し上げます。

１款保険料１億8,790万8,900円。こちら、現年度分につきましては収納率99%を超えることができました。滞納分につきましても徴収努力を継続してまいりたいと思います。

２款分担金及び負担金9,400円。こちらは青ヶ島村からの介護認定に係る事務委託金２件分となります。

４款国庫支出金２億6,784万7,247円。５款支払基金交付金２億7,714万7,000円。６款都支出金１億4,514万8,025円。こちら、国庫支出金から都支出金までは、それぞれ給付実績等に応じた各負担割合での歳入となります。

続いて下、４ページをお願いします。

８款繰入金１億7,913万8,200円。繰入金のうち、一般会計繰入金については、町の介護給付負担分12.5%のほか、職員の人件費、介護保険システム委託料、認定調査に関する費用の一般会計からの繰入れが主なものでございます。

続いて、９款繰越金4,953万9,090円。10款諸収入60万8,807円。諸収入のうち、延滞金が１万6,500円、雑入が59万2,307円でございます。

以上、歳入合計、歳入済額は11億734万6,669円となりまして、前年比マイナス0.4%の減でございます。

次のページ、５ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費3,423万1,664円。こちら、歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、介護保険システム委託料、認定調査に関する費用が主なものでございます。

２款保険給付費８億9,399万7,451円。こちらは介護認定、介護度１から５に係る方への給付でございますが、平成30年度から５年続けて上昇に転じていましたが、令和５年度は前年比でマイナス6,188万円ほどの大幅の減となっております。

続いて、4款基金積立金2,800万5,661円。介護給付費準備基金への積立金となります。令和5年度末での保有額は約5,976万円となっております。

その下、6ページ、お願いいたします。

5款地域支援事業費5,735万4,969円、こちらは要支援1、2の方の通所型サービスや、地域包括支援センター委託料などが主なものでございます。

続いて、6款諸支出金2,126万9,829円。こちらは一般会計への繰出金、国や都への返還金、保険料還付金となります。

以上、歳出合計、支出済額は10億3,485万9,574円となりまして、前年比でマイナス2.6%の減でございます。歳入歳出差引き額7,248万7,095円は、翌年度へ繰越しといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 歳入歳出、どちらでもいいんですよね。

5ページ、歳出の保険給付費、大きく減っているんですけども、この要因というのは介護度が改善されて減ったのか、もしくは介護の重い方が亡くなって減ったのか等の分析が分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） お待たせいたしました。

介護保険サービスの対象者の人数が八丈町の場合は現在ピークを過ぎまして、徐々に毎年減少しているという状況に転じております。その中で、コロナ明けで、当初予想していたよりも、そういった介護保険料の伸びが少なかったというようなことで、今回、大幅な減少となったということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質問がなければ、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、認定第2号 令和5年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、認定第3号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 認定第3号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を、監査委員の意見をつけて認定に付します。

特別会計決算書は介護の次、後期高齢のページ、43ページになります。

後期高齢者医療特別会計の決算状況について説明申し上げます。

令和5年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額、下のほうになります、2億3,825万3,766円、歳出総額は、歳出合計2億3,818万7,982円となりました。

次のページ、44ページをお願いします。

歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明申し上げます。

1款の後期高齢者医療保険料1億69万340円、前年度と比較しますと871万7,120円の減となっております。被保険者は25名増の1,449人、保険料の収納率は令和5年度は99.90%、過年度分は72.24%の収納となりました。

次の2款を飛ばしまして、3款の都支出金66万1,000円、保険事業の支援に関する補助金となります。

4 款繰入金、八丈町の一般会計からの繰入金で 1 億2,890万8,316円、約69万円の増。規定により区市町村の負担金として、職員給与や事務費と療養給付費負担12分の1のほか、低所得者対策として、保険基盤安定分2,817万961円や保険料軽減分等が一般会計から繰入れされております。

その下、5 款繰越金 5 万6,900円、前年度の繰越金となります。

6 款諸収入793万7,210円、4 項の受託事業収入は広域連合からの収入で、葬祭費や健康診査の受託事業収入となります。

下の45ページとなります。

歳入合計 2 億3,825万3,766円、前年比781万5,590円の減となりました。

次に、46ページをお願いします。

歳出となります。

1 款総務費720万3,756円、職員人件費や事務費となります。

2 款保険給付費585万円、当該年度の葬祭費117名分の支出となります。

3 款広域連合納付金 2 億2,201万3,713円、対前年比640万6,950円の減となり、640万ほどの減となり、医療給付費の負担金など、東京都の全ての区市町村で組織し制度運営をしている広域連合への納付金となります。

4 款保健事業費271万3,053円。245名が受診され、前年比マイナス10名でございました。

5 款諸支出金、40万7,460円、保険料の還付金のほか、前年度の繰越金や事業費の精算分を一般会計へ繰り出す支出が主となります。

6 款の予備費を飛ばしまして、歳出合計 2 億3,818万7,982円、対前年比782万4,000円、474円の減。歳入歳出差引き残額 6 万5,784円を令和 6 年度会計へ繰り越しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、認定第3号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、認定第4号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 認定第4号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度八丈町国民健康保険特別会計決算を、監査委員の意見をつけて認定に付します。

ということで、また特別会計決算書、こちらのほうです。65ページをお願いいたします。

令和5年度八丈町国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額、こちらも下のほうになりますが、10億8,533万7,892円、歳出総額は10億5,973万9,642円となりました。

66ページ、次のページをお願いいたします。

後期同様、歳入のほうから款の収入済額を中心に説明申し上げます。

歳入1番目、1款国民健康保険税2億2,325万5,990円。昨年と比べ約2,595万円の減となりました。被保険者数の年間平均は2,224人、106人の減となっており、徴収率は現年度分プラス0.9ポイントの96.6%、過年度分は34.9%、合算で対前年比マイナス0.5ポイントの91.6%となりました。

なお、不納欠損額欄の説明となりますが、18人分の269万5,500円を執行停止後3年経過により、2人分の5万2,400円を納付義務の消滅により、計20人分の274万7,900円を不納欠損

としております。

次に、2款を飛ばしまして、3款国庫支出金6万3,000円。支出するマイナンバー関係事業費等に対するものでございます。

4款都支出金7億2,386万8,676円。歳出の保険給付費の増に伴い、普通交付金が7,476万6,474円増となっております。

5款を飛ばしまして、6款一般会計からの繰入金で9,812万440円。このうち1,330万8,000円は法定外繰入れ分となります。

7款前年度からの繰越金で3,861万5,202円。8款諸収入141万4,584円。これは保険税延滞金や第三者納付金や不当利得返納金等となっております。

67ページ、歳入合計10億8,533万7,892円の収入でございました。昨年度と比較しますと約753万円の増という状況でございます。

続きまして、次の68ページをお願いいたします。

歳出となります。歳入同様、款の支出済み額で説明申し上げます。

1款総務費3,177万6,446円、運営協議会費や職員人件費、事務費等でございます。

2款保険給付費6億7,699万9,561円。医療費の支払い分等で、昨年度と比較しますと約7,601万円の増となっております。住民課の決算資料にも記載しておりますが、コロナ禍の影響がなくなり、令和5年度の平均医療費35万3,500円は前年比5万3,788円の増となっております。

その下、3款国民健康保険事業納付金3億1,030万3,145円。国民健康保険財政運営の都道府県化に伴い、東京都へ納付します。15万8,885円の増となっております。

下の69ページの4款を飛ばしまして、5款保健事業費、特定健診の経費となります。1,180万5,902円。特定健診、特定保健指導はメタボリックシンドロームの発見と予防を目的に実施しております。令和5年度は564人、前年比マイナス3名が実施いたしました。ただし、昨年度と比較しますと受診率が1.8ポイントの増となっております。その中で、保健指導が必要な方が79人いましたが、参加した方は12人という結果でございました。

6款及び7款を飛ばしまして、8款諸支出金2,885万4,588円。過年度分の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金のほか、病院事業への繰出金等となります。

9款予備費を飛ばしまして、一番下の歳出合計10億5,973万9,642円、昨年度と比較しますと約2,054万円の増という状況でございます。

歳入から歳出を差し引いた残額2,559万8,250円を翌年度へ繰越いたしました。

以上で、令和５年度の国保特別会計の決算状況の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目など必ず述べて発言するようお願いいたします。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

３番。

○３番（奥山幸子君） 66ページの歳入の部分で、不納欠損額がありますよね。18人分と２人分、合わせて274万幾らということで、後期高齢者の医療特別会計では不納欠損が全くないのに、やっぱり国保のほうはこれだけあるというのは、理由はどんな感じでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、後期のほうなんです、前年はいらっしゃいました。該当者数がということではありますけれども。

こちらの不納欠損の内容については税務課長が所管となりますので、この後、税務課長のほうから。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） 国民健康保険ですけれども、自主納付が基本となっておりますので、経済状況で払えないというふうな方になると非常に徴収をするのが難しいタイプの税金になっておりますので、そういったところがあるかと思います。

○議長（山本忠志君） ３番。

○３番（奥山幸子君） その方が病気になった場合には治療を受けられるわけですか。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） 現在ですと、期間を区切った短期証が３か月だとか６か月だとか、そういったものをお使いいただいて、取りに来ていただいたりするときに、納付の相談というような形をしていくというふうなことでございます。

（奥山議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

６番。

○６番（金川孝幸君） 今に関連するんですけれども、例えば滞納者が生活保護を受けるようになった場合、そういう方には請求できるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） 生活保護を受けるような方の場合には特例の措置がありますので、課税は保留というふうなことであります。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第4号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

○議長（山本忠志君） ここで休憩を入れたと思います。

これから14時40分まで休憩を取ります。

（午後 2時22分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

着席してください。

（午後 2時40分）

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第15、議案第64号 令和5年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを上程いたします。

決算審査の結果について。

報告、事務局長。

○議会事務局長（高橋太志君） それでは、所管からの説明の前に公営企業会計決算の結果についてご報告いたします。

企業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

こちらの第4、審査につきましては提出された決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確に表示されていることを確認し、本決算が適正であると認めたという結果になっております。

36ページをお願いいたします。

「むすび」になります。

こちら、水道事業会計は当年度純利益が4,308万5,000円、未処分利益余剰金が5,701万9,000円となりました。令和5年10月からの水道料金の約20%値上げが開始されたこともあり、純利益が前年度より増加したが、今後も老朽化や管理機器など多くの更新事業が見込まれることや、給水人口の減が予想されることから計画的な事業運営に努められたい。

徴収は、現年度分が水道料金の無料期間が3か月減ったにもかかわらず、収入歩合が昨年度比で1.3%増の99.9%、残額9万2,000円とし、過年度分は2.0ポイント増の46.3%とした。現年度分と過年度分の合計は2.2ポイント増の99.1%、残金を266万1,000円とする実績を上げた。継続した徴収努力を実施されたい。

一般旅客事業者運送事業会計の当年度純損失及び当年度処理欠損金は240万円となった。一般会計からの赤字補填のための補助金は8,427万4,000円で、令和4年度と比較して1,991万3,000円増加した。

病院事業会計は、昨年度の純損失が4,682万3,000円であったが、当年度は457万1,000円損失減の3,525万2,000円となった。令和5年度は大きな工事がなかったことで損失減につながった面があると考察する。

令和5年度より地域包括ケア病床の施設基準を満たすことができなくなったことで、一般病床のみでの運用を行っているが、入院延べ患者数は前年度比46人増の1万103人となった。しかし、入院患者1日1人当たりの収益は前年比892円減少しており、その影響は否めない。厳しい経営状況にある中、土曜日の診療をなくすなど、経費削減に取り組む姿勢は評価するところであり、今後とも継続的な改善を望むものである。

浄化槽設置管理事業会計は、当年度純損失は375万2,000円となった。営業外収益の一般会計補助金のうち、基準外繰入金は前年度比280万円減の2,205万3,000円となった。昨年度増加した基準外繰入金は、浄化槽使用料の料金改定が令和5年10月1日より施行されたことにより減少し、経費回収率は26.9%から30.5%になった。しかし、料金改定を行ったものの事業に必要な費用を使用料で賄えない状況にある。

毎年度、純損失を繰越し続けているが、プラスに転じる要素が見つからないことから、将来的にどのようにしていくのか町の方向性を示されたい。

令和５年度は、都道拡幅に伴うバス事務所とバス車庫の建設、解体工事が完了したが、建設工事においては３度に及ぶ工期延長を行い受注業者に対して遅延違約金が発生したこと、工期延長によりバス利用者や職員、近隣住民、解体工事と外構工事受注業者、東京都の道路拡幅工事に影響を与えたことを確認した。受注業者に対してペナルティを科しているが、内容の妥当性にいささか疑問が残る。本件を教訓とし、企業課に限らず町全体のペナルティの基準を再度検討されたい。

一般旅客事業者運送事業は、バスの運転手、バスガイドの不足で、特に大型客船来島時の職員配置に苦慮しており、病院事業においては医療スタッフの不足が顕著である。町立八丈病院では、過去に当病院に勤務経験がある島外在住の看護師を会計年度任用職員として雇用し、旅費を町が負担することで勤務していただく臨時措置を取っている。自動車運送事業、病院事業は専門技術を持つ者がいなければ運営が成り立たなくなるので、さらなる継続的な工夫と雇用促進に努められたい。

以上です。

○議長（山本忠志君） ただいまの局長の報告について、質問ございますか。

５番。

○５番（山下則子君） すみません、37ページの真ん中辺なんですけれども、受注業者に対してペナルティを科しているが内容の妥当性にいささか疑問が残るところがあるんですけれども、内容の妥当性にいささか疑問が残るところはという点はどういう点なのか教えていただけますか。

○議長（山本忠志君） 事務局長。

○議会事務局長（高橋太志君） こちらは、私のほうで書類をいろいろ見たんですけれども、ここで、この受注業者に対してペナルティを与えています。それが指名停止の期間というところになるんですけれども、そこが甘いのではないかとというところで監査委員は指摘しております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（山下議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） １番。

○１番（真田幸久君） 今の件で、これはたしか令和５年度の補正のときに話題になった内容

だと思いますけれども、審査をした上で要は点数を下げるということが一つと、あと、その指名停止期間を設けてやるという部分はそれはそれでいいんですけれども、結局、金銭的ペナルティを科していない、このことによって町の予算に対してマイナスの影響があったことに対しての検討が足りないんじゃないかというふうにこの内容は捉えたんですけれども、そういう認識でよろしいんでしょうかということと、それに対して町としては、あのときにも聞いたかと思いますが、監査意見でもこういうことが出たことを踏まえて、町としてどう考えているかを再度教えていただけますでしょうか。

八丈町に独特といいますか、離島という要因があって、じゃ、そういうことでどんどん外していったら業者がいなくなるという問題があるのも分かっていますけれども、一方で、例えばそもそも人繰りがたしか難しかったということが原因だったと記憶していますけれども、それあれば最初から入札金額がより高くてしかるべきじゃなかったのかということや、ということにもつながりますので、そのあたりをこの件に関してはどういうふうに捉えてこのペナルティに至ったかということも、もし可能であれば町長もしくは副町長のほうからお話を聞ければと思います。

○議長（山本忠志君）　まず、事務局長からお願いします。

○議会事務局長（高橋太志君）　ただいまの質問の前段の金銭的なところというのは監査員も同じようなことをおっしゃっていました。そんなところが甘いんじゃないかということはおっしゃってました。

○議長（山本忠志君）　町長さんか副町長さん、回答ありますか。

副町長。

○副町長（山越　整君）　3月の議会でも私のほうからお答えはしました。それで、今財政としてこの件含めて宿題を幾つか抱えております。当然そのペナルティの件、他のところの自治体のいろんな調査をしなければいけないというのが、たしか3月の話だったと思います。

ほかにも、先ほどの決算でもそうですし、補正でも、いろんなところで上がってくる不調という、今いろんな現象が起きています。その不調の原因もいろいろ多分あります。その不調の原因の、じゃ、八丈町側でできることは何だろうというところの部分含めて、例えば工事の種類ごとに、今は会社さんのランク分けをしてそのランクの範囲の中での指名をしたりとか、いろんなことをやっているんですけれども、そもそもそういったランク分けという今の現状がいいのかどうか。

それから、あとは、今度は最近少し内容を変えたんですが、先ほどのいわゆる事業者さん

の人手不足、そういったときに我々が発注した工事であったり仕事に対しての監督員さんのいろんな要件というのが今まであったんですけれども、その監督員さんの要件なんかも少し緩和することで我々がお仕事をお願いしたときに、受ける側として、その人繰りの問題で受けやすい、そういったことなんかもやっていかなければということで、その点に関しては我々はちょっと要件の緩和を先週とか先々週ですか、決定したところになってます。

先ほども言ったように、今回のペナルティの件であったり、指名のランクの問題であったり、指名に関していろいろと宿題を今、財政の当局の方でやっていますので、そこら辺の整理がうまくできて、なおかつ今の事業者さんの現状であったり社会情勢にあってうまく我々からの仕事が受けていただけるような、そういった形ができればかなというので今やっているというところになります。

○議長（山本忠志君） それでは、質問ございませんか。

では、議事を進行いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号7をお願いいたします。

議案第64号 令和5年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和6年9月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について、議会の議決を求めます。また、同法第30条第4項の規定により、令和5年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

水道事業会計決算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和5年度八丈町水道事業会計決算報告書、収益的収入の決算額は4億9,600万1,513円になります。内訳といたしまして、第1項営業収益2億2,618万3,885円。令和4年度と比較いたしまして、7,880万円ほど増額となっています。第2項営業外収益につきましては2億6,981万7,628円で、主に一般会計補助金が減となっています。

次に、収益的支出の決算額につきましては4億3,804万3,516円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用4億1,854万743円、職員の人件費、施設維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものになります。第2項営業外費用1,948万2,263円、主に企業債の利息になります。第3項特別損失2万510円、過年度損益修正損になります。

次のページをお願いします。

資本的収入の決算額は5億1,493万9,000円で、内訳といたしましては第1項企業債9,500万円、第2項一般会計繰入金5,218万2,000円、第3項国庫支出金1億4,035万5,000円、主に大川浄水場改修事業等に係るものです。第4項都支出金2億2,740万2,000円、こちらも大川浄水場改修等に係るものになります。

次に、資本的支出の決算額は6億8,081万5,326円。資本的支出の内訳としましては、第1項建設改良費5億4,484万2,707円、主な工事としましては大川浄水場改修工事ほか6件で、工事の状況は21ページからの令和5年度八丈町水道事業報告書の24ページに記載しております。第2項企業債償還金1億3,597万2,619円。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,587万6,326円は当年度分消費で資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次のページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益を合計した収益は4億7,524万2,560円で、2、営業費用、4、営業外費用、5、特別損失を合計した費用は4億3,215万7,243円となり、差引き4,308万5,317円の純利益がありました。その他未処分利益剰余金変動額と合わせると、当年度未処分利益剰余金は5,701万9,281円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の剰余金処分計算書（案）ですが、当年度未処分利益剰余金5,701万9,281円のうち、5年度末純利益分4,308万5,317円を減債積立金へ積み立て、1,393万3,964円を資本金に組み入れるものです。

続いて、令和5年度水道事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和5年度についても資金不足はありませんでした。数値については、監査委員による令和5年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 質疑に入る前に申し上げます。発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） これはページとしては、あえて4ページ目にさせていただきますけれども、監査意見のほうでもありましたように、今回、当期純利益が4,308万5,000円、未処分

利益剰余金5,701万9,000円で水道料金値上げのほうがかかなり寄与したというお話ではありますが、一方で、その前ですか、営業外収益で一般会計補助金が7,874万1,761円ですとか、ほかにも、いわゆるミルク補給と言われるものがほかにあった上でこの数字に最終利益はなっているかと思います。

ですので、恐らく来月か再来月の広報で決算結果を出すときに、純利益プラス5,000万ですと言ってしまうと、じゃ、値上げしたからこれだけ潤って大丈夫になったんだねという誤解を生じますので、それはそれとして数字として出さなければいけないのは分かっていますけれども、必ずただし書きで、一方で公営企業会計の場合は本来であれば収益にならない部分が収益として認識されてこういう数字が出ているんで、実際には値上げしたとしてもまだ僅かながら赤字であるということをきっちり住民のほうに知らしめていただきたいと思います。が、いかがでしょうか、お考えをお願いします。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 住民周知としての広報への掲載のときには、誤解を招かないような方法で記載のほうはしたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） あと、24ページなんですけれども、たしか前回、水道事業報告書のほうですね。そちらのほうで昨年も質問したんですけれども、有収水量と有効水量のところがゴシックでかなり数字が違っています。去年は末吉と中之郷がかなり悪化しているので、その辺りはどう調べましたかとか、それを特定してるんですかという質問をして、たしか末吉のほうである程度特定できたということで実際、令和5年度でそれに対応したということを経験してまして、数字のほうもそれを反映して相対的には末吉はいわゆる有効水量率の改善が見られています。一方で、昨年指摘した中之郷に関しては引き続き悪化が続いてますし、檜立に関しても悪化している。あと、大賀郷も若干悪化していると。中之郷、檜立については絶対水準が低い中でさらに悪化しているということで、この辺りは末吉のときのようにある程度要因を特定して、それに対応しようとしていらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

ごめんなさい、ページ数26ページですね。失礼しました。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今年度、原因と思われる箇所の水道工事、今現在やっております。

その工事が終われば、全部とは言いませんけれども、多少なりとも改善されると見込んでおります。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、念のためですが、今年度とおっしゃっていたのは令和 6 年度という意味ですか。

（菊池企業課長「はい、6 年度です」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決、認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第64号 令和 5 年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、原案どおり可決、認定いたしました。

◎議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第65号 令和 5 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号 7 の水道のページの次のページをお願いいたします。

議案第65号 令和 5 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定について。

令和 6 年 9 月 6 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第24条第 2 項の規定による決算の処理について、議会の議決を求めます。また、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、令和 5 年度八丈町一般旅客自動車

運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

一般旅客自動車運送事業会計決算書をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算報告書。

収益的収入への決算額は 2 億 9 万 8,680 円となっています。内訳といたしまして、第 1 項営業収益 9,206 万 4,875 円、第 2 項営業外収益につきましては 1 億 600 万 9,409 円で、主なものは一般会計の補助金です。第 3 項特別利益 202 万 4,396 円となります。

次に、収益的支出の決算額ですが 1 億 8,550 万 1,150 円となりました。内訳といたしましては、第 1 項営業費用 1 億 6,180 万 3,124 円、職員の人件費、車両維持管理費、運行管理費、減価償却費が主なものとなっています。第 2 項営業外費用 37 万 8,026 円、第 3 項特別損失 2,332 万円。

次のページをお願いします。

資本的収入の決算額は 1 億 6,323 万 7,684 円で、内訳といたしまして第 1 項企業債 1,200 万円、第 2 項都補償金 6,723 万 7,684 円、第 3 項一般会計繰入金 8,400 万円。資本的支出の決算額は 2 億 5,821 万 1,380 円となり、内訳は、第 1 項建設改良費 2 億 5,422 万 7,348 円、第 2 項企業債償還金 398 万 4,032 円、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,497 万 3,696 円は、繰越工事資金、当年度分消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次のページ、3 ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は 1 億 7,878 万 8,793 円で、2、営業費用、4、営業外費用、6、特別損失を合計した費用は 1 億 8,118 万 8,414 円となり、差引き 239 万 9,621 円の当年度純損失が生じました。当年度処理決算金は 239 万 9,621 円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書（案）ですが、5 年度未処理欠損金 239 万 9,621 円を減債積立金により補填いたします。

続いて、令和 5 年度一般会計旅客自動車運送事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和 5 年度についても資金不足はありませんでした。数値については、令和 5 年度八丈町資金不足比率審査意見についてでご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言をお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決、認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第65号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定については、原案どおり可決、認定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は9月10日火曜日、午前9時より開議いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月9日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 碧 海

署 名 議 員 山 下 巧